

# 商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 高橋 但馬

## 1 日時

平成28年3月22日（火曜日）

午前10時開会、午後3時49分散会

（うち休憩 午前10時11分～午前10時14分、午前11時23分～午前11時26分、  
午前11時33分～午前11時38分、午前11時52分～午後1時3分、  
午後3時44分～午後3時44分）

## 2 場所

第3委員会室

## 3 出席委員

高橋但馬委員長、ハクセル美穂子副委員長、名須川晋委員、千葉進委員、千葉伝委員、  
樋下正信委員、工藤誠委員、斉藤信委員、小西和子委員

## 4 欠席委員

なし

## 5 事務局職員

田内担当書記、熊谷担当書記、岩淵併任書記、吉田併任書記

## 6 説明のために出席した者

### （1）商工労働観光部

菅原商工労働観光部長、菊池副部長兼商工企画室長、高橋雇用対策・労働室長、  
鈴木商工企画室企画課長、高橋経営支援課総括課長、  
高橋ものづくり自動車産業振興課総括課長、瀬川自動車産業振興課長、  
押切産業経済交流課総括課長、平井観光課総括課長、  
飛鳥川企業立地推進課総括課長、高橋特命参事兼雇用対策課長、工藤労働課長

### （2）労働委員会事務局

齋藤労働委員会事務局長、花山参事兼審査調査課総括課長

### （3）教育委員会

高橋教育長、川上教育次長兼学校教育室長、田村教育次長兼教育企画室長、  
菊池教育企画室特命参事兼企画課長、滝山予算財務課長、宮澤学校施設課長、  
石田学校企画課長、小野寺首席指導主事兼学力・復興教育課長、  
藤岡首席指導主事兼義務教育課長、岩井首席指導主事兼高校教育課長、  
木村高校改革課長、民部田首席指導主事兼特別支援教育課長、  
大林首席指導主事兼生徒指導課長、松下生涯学習文化課総括課長、齋藤文化財課長、

八木首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、今野教職員課総括課長  
佐藤首席経営指導主事兼小中学校人事課長、山形特命参事兼県立学校人事課長

(4) 総務部

佐藤副部長兼総務室長、藤澤総務室管理課長、佐藤法務学事課総括課長、  
千葉私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

1名

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(請願陳情)

ア 受理番号第13号 介護福祉士等の修学資金貸付制度の拡充・強化及び離職者  
訓練(委託訓練)制度の継続実施等を求める請願

(議案)

ア 議案第1号 平成27年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

イ 議案第59号 特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例の一部を改正  
する条例

ウ 議案第72号 権利の放棄に関し議決を求めることについて

エ 議案第78号 岩手県中小企業振興基本計画の策定に関し議決を求めること  
について

(請願陳情)

ア 受理番号第10号 2016年度最低賃金引き上げに関する請願

イ 受理番号第11号 平成28年度岩手地方最低賃金改正等についての請願

(2) 労働委員会関係審査

(議案)

ア 議案第1号 平成27年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

(3) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第1号 平成27年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

イ 議案第71号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整備に関する条例

(4) 総務部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 平成27年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

(5) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

## 9 議事の内容

○高橋但馬委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程であります。当委員会に付託された請願陳情3件のうち、受理番号第13号介護福祉士等の修学資金貸付制度の拡充・強化及び離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施等を求める請願については、当商工文教委員会及び環境福祉委員会に、それぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて環境福祉委員会との協議が必要になる可能性があることから、環境福祉委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので、御了承願います。

初めに、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。

受理番号第13号介護福祉士等の修学資金貸付制度の拡充・強化及び離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施等を求める請願を議題といたします。なお、当委員会の付託部分は請願項目のうち、2でありますので、御了承願います。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○工藤労働課長 それでは、受理番号第13号介護福祉士等の修学資金貸付制度の拡充・強化及び介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施等を求める請願に関して、当委員会に付託されました請願項目について参考説明を申し上げます。請願項目の2、介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施及び恒久化を図ることについてであります。お配りしております資料のうち1ページをごらんください。県が実施している介護福祉士養成に係る離職者等再就職訓練の概要についてでございます。まず、制度の内容についてであります。離職者等再就職訓練は、離職者等の求職者の再就職を支援するための職業訓練を実施する国の制度でありまして、県が国からの委託を受けて民間教育訓練機関等に委託して実施しているものであります。そして、介護福祉士養成に係る職業訓練は、国において平成21年度から訓練課程に追加して実施しておりまして、本県におきましてもニーズが高く、再就職につながる職業訓練と判断しまして、同年度の平成21年度から実施してきたところでございます。

これまでの実績でございますが、2年課程を修了しました平成25年度までの受講者132人が介護福祉士の資格を取得して、うち118人が就職しております。また、当該訓練課程につきましても、平成28年度の政府予算案にも盛り込まれておりますことから、県としても、今後とも介護福祉士養成施設の協力を得ながら継続して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上で介護福祉士等の修学資金貸付制度の拡充・強化及び離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施等を求める請願の参考説明を終わります。

○高橋但馬委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○齊藤信委員 この離職者訓練というのはしっかりした成果を上げていると思いますが、今の説明では、累計で132名が受講して就職が118名、これは募集定員と比べると平成26年度、平成27年度は半分か半分以下というようになっていると思いますが、これはどういう状況でしょうか。

○工藤労働課長 この募集定員と応募者、受講者の状況でございますが、資料の1ページでございますように平成21年度、制度ができた当初は最初ということで応募者数は応募定員の倍以上の応募者があり、受講者は定員どおりでございましたが、翌平成22年度以降はなかなか応募定員を満たしていない状況でございます。県としましても、募集につきましていろいろ、ホームページとか関係機関を通じた周知を図って、応募を募ったり、希望者を募ったりしているところでございますが、平成26年度の応募者は、定員に対して3分の2ほど、平成27年度は半分弱というような状況になっているところでございます。

○齊藤信委員 平成27年度は、募集定員が60人にふえたわけですね。一方で、応募者、実際の受講者は21人ということで、請願の中には高学歴者が多いということもありますが、どういう方々が受講をしているのか。応募者、受講者が減少している理由というのは、やっぱり、せっかく資格を取っても、十分な介護福祉士の待遇が得られないことがネックになっているのか、そういうところはわかりますか。

○工藤労働課長 請願のほうに、訓練の受講者に高学歴者が多いというのがございましたので、請願者であります県の介護福祉士養成施設協会に確認したところでは、委託している施設における受講者のうち、4分の1ほどが大学または専門学校を卒業している方々ということでございます。

それから、基本的にこの訓練につきましては離職者向けの訓練ということで、離職者が再就職に向けて訓練をされる、そういった方々が受講されるということで、その中で4分の1ほどの方々が大学等を卒業されているという状況にあるものと思われま。

また、応募者が平成21年度ほどはふえていない要因につきましては、さまざまあるものと思われまますが、全体的に保健福祉部の話を聞いたりしましても、なかなか介護福祉士の分野にはなり手が少ないといえますか、求人倍率のほうはどんどん高くなっているけれども、求職者のほうはなかなかふえない状況にあると聞いております。

○齊藤信委員 前は、給付も受けながら訓練を受けるという制度もあったのだけれども、この制度はどうなのですか、受講料はあるのか、給付金制度というものはあるのか、どういう制度なのでしょう。

○工藤労働課長 まず、訓練の受講料につきましては無料ということでございまして、教材費とかはかかりますけれども、基本的に受講料は無料でございます。

それから、訓練期間中の助成といいますか、支給関係につきましては、まず雇用保険の受給権者には訓練期間中に基本手当あるいは通所手当という手当が支給されることになってございますし、それから雇用保険の受給権者以外の方々でも、例えば母子家庭の母親とか、父子家庭の父親もそうですが、それから障がい者等、一定の要件を満たす方には訓練

手当が支給されるということで、受講されている方々は大体こういった手当が支給されているという状況でございます。

○齊藤信委員 幾らぐらいの手当なの。

○工藤労働課長 基本手当につきましては、年齢に応じて6,395円から7,810円の日額になってございまして、これは訓練を受けた日だけではなくて、1カ月ならば1カ月間の毎日ということですので、例えば30日間で日額6,395円ですと19万円余、日額7,810円ですと24万円余という金額になります。

○高橋但馬委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 再開いたします。

先ほど採択と決定しました本請願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、環境福祉委員会と共同で今定例会に委員会発議することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認め、さよう決定します。

次に、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を用意しておりますので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○高橋但馬委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はありませんか。

○齊藤信委員 ここで具体的なところは2項だね。

○高橋但馬委員長 はい。

○齊藤信委員 異議なし。

○高橋但馬委員長 ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって、受理番号第13号介護福祉士等の修学資金貸付制度の拡充・強化及び離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施等を求める請願の審査を終わります。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

議案第1号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費のうち商工労働観光部関係及び第7款商工費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池副部長兼商工企画室長 それでは、議案第1号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第4号）のうち、商工労働観光部の予算について御説明申し上げます。議案（その1）の5ページをお開き願います。5款労働費6,208万9,000円の減額のうち3項労働委員会費を除きました5,113万5,000円の減額、7款商工費の4,882万7,000円の減額、以上、合計しまして9,996万2,000円の減額をしようとするものでございます。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承願います。

33ページをお開き願います。5款労働費、1項労政費、1目労政総務費の管理運営費の減額でございますが、職員給与費に係る所要額を補正しようとするものでございます。

34ページに参りまして、2項職業訓練費、1目職業訓練総務費の職業能力開発指導監督費の減額及び2目職業訓練校費の管理運営費の減額は、いずれも職員給与費に係る所要額を補正しようとするものでございます。

次に、少し飛びまして43ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費の管理運営費の減額でございます。職員給与費に係る所要額を補正しようとするものでございます。

44ページに参りまして、2項観光費、1目観光総務費の管理運営費の減額でございます。職員給与費に係る所要額を補正しようとするものでございます。

以上で平成27年度岩手県一般会計補正予算（第4号）の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 今の説明で給与費は、ほとんど超過勤務手当の削減となっておりますけれども、予算化は給与費の大体6%と聞いていますが、これは使い切らずに残ったということですか。余り考えられない事態なのだけでも、この実態はどのようなのですか。

○鈴木企画課長 全体の補正の話になりますが、今回の補正は、本年度在籍する職員の給与費について給与条例改正案に基づき再査定した所要額と、前年度在籍した職員をもとに算定した平成27年度当初予算との差額を補正するものでございます。超過勤務手当におきましても人員の異動、年齢構成の変動、最終的な年間所要額を算定して補正をかけている

ものでございまして、結果的に減額補正というものになっているものでございます。

○齊藤信委員 復興事業がピークを迎えている中で職員が減ったのですか。

もう一つ、超過勤務手当というのは、皆さんが毎日、夜中10時、11時まで頑張っ明かりがついている中で、私は十分な手当が支給されていないのではないかと危惧をしているのだけれども、商工労働観光部は全部マイナスとなっている。超過勤務手当は正確に総額で幾らになりますか。そして、その具体的な根拠、職員の減なのか、仕事が楽になったのか。それと人事委員会勧告の引き上げ分というのは、今度の補正ではどうなっていますか。

○鈴木企画課長 まず、人員の増減についてでございますが、当初予算、補正前におきましては239名、2月補正におきましては233名ということで、6名減、欠員ということになっているものでございます。結果的に、この減員分が超過勤務なり本給についても減額になっているというものでございます。

あと超過勤務命令の御質問がございましたが、超過勤務手当につきましては、事前命令を行いまして、その実績を確認した上で実績に応じた適正な支給を行っているものでございます。

超過勤務手当の総額については、部単位の方だけの資料が手元にございませんので、そこは御容赦いただければと思います。超過勤務手当の合計ですが、1億7,600万円余を計上しているものでございます。

○齊藤信委員 マイナス6人で、1億7,600万円の超過勤務手当削減というのは。

○鈴木企画課長 済みません、所要額です。

○齊藤信委員 いやいや、だから正確に言ってください。

○鈴木企画課長 失礼しました。今のは所要額で、減額が200万円弱ということでございます。

○齊藤信委員 超過勤務手当の今回の削減の補正は200万円ということですか。そして、1億7,600万円というのは、超過勤務手当が支給された額、そういう意味ですか。

○鈴木企画課長 はい。

○齊藤信委員 これは給与費の何%になりますか。

○鈴木企画課長 今は手元に数字がございませんので、御容赦願いたいと思います。

○齊藤信委員 私は一般論として、超過勤務手当というのは給与費の6%と予算化の時に聞いていた。だから、この1億7,600万円というのは、そういう予算と比べれば6%までいかなかったということなのか、当初の計上をもっと高く見積もっていたのか、そこを正確に言ってください。

○鈴木企画課長 正確な数字は申し上げにくいですが、超過勤務の考え方は、先ほど申し上げましたとおり、事前命令を行い、実績を確認したり実績に応じた修正を行っておりますし、必要に応じて例年であれば12月に、過不足が生じた場合は必要額を計上したりしております。今回はあくまでも12月補正がございませんでしたので、2月ということで、最

終的な年間所要額を、適正にそれぞれの部局において算定した結果、計上しているものでございまして、最終的なパーセントということではなく、所要額ということで御理解いただければと思います。

○**斉藤信委員** そうすると、今回の補正というのは、何を最終的に補正したということになりますか。給与費の補正だけですか。

○**鈴木企画課長** 最初に御答弁申し上げましたが、基本的に給与条例改正案の算定に基づく再算定、それと今年度いる職員数の今年度の給与の最終所要額、これらの状況を勘案したそれぞれの給与費、手当、共済費、等々の補正の最終所要額が2月補正後、現計の予算額ということで御理解いただければと思います。

○**斉藤信委員** 期末手当の見直しがあつて、これはアップになるのだよね。アップになるのだつたら、普通ならこういう関連もマイナスではなくてプラスになって普通なのだけれども、期末手当は上がるのに何でこういう関係はこんなに下がるのですか。

○**鈴木企画課長** 9,900万円余の補正ということでございましたが、給与改定分を算定すると、試算でございまして、2,300万円ほどの増額になりますが、いずれ人事異動で実際に配置された人員、年齢構成の変動、あと先ほど6名減といいましたが、配置人員が減になったということで、年間の過不足が1億2,300万円ほどの減額になっていまして、結果的に9,900万円余の減額ということです。前段のほうの給与改定分、手当等の算定分は算定分として増額という形になっているものでございます。

○**高橋但馬委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第59号特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**高橋経営支援課総括課長** 議案第59号特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。資料は配付しておりますが、議案書（その3）の241ページをお開き願います。

初めに、改正の趣旨について御説明します。特定大規模集客施設の立地の誘導等に関す

る条例は、床面積が6,000平方メートルを超える集客施設、特定大規模集客施設と申します  
が、こうした施設の適切な地域への立地の誘導等が図られるよう、施設を新設しようとする  
場合等の手続を定めたものです。この条例の中で引用している農地法施行令が改正された  
ことから所要の整備を行おうとするものです。

改正の内容については、議案書の表をごらんください。条例第5条第3項は、特定大規模  
集客施設の計画に伴う各種手続のうち、この条例の手続を先に行うよう努めるべきもの  
を定めており、第3号において農地法施行令に関する手続を定めています。今般、農地法  
施行令の第9条第1項が第3条第1項に、同じく第17条第1項が第10条第1項に変わるこ  
とから、この条例で引用している条項数も変えるというものです。なお、農地法施行令の  
改正前の第9条第1項は、市街化区域内にある農地を転用する場合の届け出について、同  
じく改正前の第17条第1項は、市街化区域内にある農地又は採草放牧地の転用のための権  
利移動の届け出を規定しているもので、内容そのものの変更はございません。

この条例の施行日については、改正後の農地法施行令の施行日が平成28年4月1日とな  
っていることから、同日付で施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○樋下正信委員 教えてください。どういう施設のことを指しているのでしょうか。

○高橋経営支援課総括課長 ショッピングセンターですとか、映画館、劇場、飲食店、そ  
ういったものが集まった建物を特定大規模集客施設としております。

○斉藤信委員 今回の改正は文言の整理ですから、それは問題ないのですけれども、せつ  
かくですから、この特定大規模集客施設の誘導に関する条例に基づいて、この間、どのよ  
うな実績があるのかを示してください。

○高橋経営支援課総括課長 この条例に基づく事案として、平成21年から事案がございま  
して、今まで10件ほどの手続を行っております。立地に適した場所、商業区域とかそうい  
った場所に出る場合は、特に県としても意見がありますということしておりますし、一  
部については、交通渋滞を回避するような措置を講じることといったような意見を付して  
手続をしているというものがございます。

○斉藤信委員 釜石のイオンもその対象になりましたか。

○高橋経営支援課総括課長 今の事案も、平成24年度に手続を行っております。

○斉藤信委員 恐らくそのときに交通渋滞が問題になったと思うのですね。今でもあそこ  
は通勤時間もそうだと思うけれども、夕方の時間は大渋滞で、この間も私が追悼式に行っ  
てきたときに、大船渡から宮古まで移動して、また戻ったけれども、大渋滞でした。恐ら  
く交通確保の意見が出たのだと思うけれども、その交通確保の対策というのはどのように  
取り組まれているか、その後のフォローはわかりますか。

○高橋経営支援課総括課長 具体的な措置の状況は報告を求めるところまではし  
ておりませんが、手続としては、条例に基づいて、そのあと地域貢献活動などの実

績報告をすることになっておりますので、その中で確認しております。また、釜石市において、周辺道路を整備しております、行きどまりになっているようなところがあるのですけれども、ここを抜けられるようにということで市のほうで取り組んでいる最中です。

○高橋但馬委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第72号権利の放棄に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋経営支援課総括課長 議案第72号権利の放棄に関し議決を求めることについて御説明いたします。議案（その3）の303ページをお開き願います。また、御説明は、便宜、お手元にお配りしております資料に基づき御説明いたします。

提案の趣旨でありますけれども、まず中小企業高度化資金、これは中小企業者が組合等を設立し、共同施設の建設等を行う際に県が貸し付けする制度であります。今般、この貸付金1件に係る債権の回収が困難となったことから、当該権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものであります。

権利放棄の内容であります。権利放棄する債権は中小企業高度化資金貸付金元金であり、奥州市水沢区の有限会社東北薬草農園開発研究所、貸し付け時の名称は有限会社セイジョウ商事であります。債権残額3,118万4,301円を放棄しようとするものであります。

権利放棄に係る経緯であります。この法人は昭和50年に医薬品卸売業などを行う目的で設立され、昭和55年に事務所、倉庫などの建設のため、6,230万円の貸し付けを受けたものであります。昭和58年に破綻、休眠状態となり、返済が滞りました。県は担保物件の競買を申し立て、平成11年に601万円の配当を受けております。この法人は財産がない上に、既に役員全員が死亡しており、これ以上の支払いを求めることができないものです。また、連帯保証人については、法人代表者を含めて3人ですが、そのうち1名とは平成23年に仙台高等裁判所で和解しており、県は和解金2,500万円の支払いを受けております。ということで、当該連帯保証人からはそれ以上の回収はできないものです。さらに、ほかの2名については、平成22年、平成24年に相次いで死亡しているなどしており、連帯保証人からの回収も不可能となりました。

以上のとおり、当該債権について支払いを求める先が全てなくなり、これ以上の回収が不可能となったことから権利を放棄しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第78号岩手県中小企業振興基本計画の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋経営支援課総括課長 続きまして、議案第78号岩手県中小企業振興基本計画の策定に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案（その3）の312ページをごらんください。また、御説明に当たりましては、お手元に配付しております岩手県中小企業振興基本計画の策定に関し議決を求めることについてと書かれた資料により御説明いたします。

この計画の策定につきましては、さきの12月議会におきまして、県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第4条の規定により、報告議案として提出しておりますが、その後のパブリックコメント等を踏まえ、同条例第3条第1項の規定により、策定に関する議決を求めるものであります。

まず、策定の趣旨についてであります。この計画は中小企業振興条例第12条の規定に基づき、中小企業の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等について定めることを目的に策定しようとするものであります。

次に、計画案の概要について御説明いたします。まず、実施期間であります。平成28年度から平成30年度までの3カ年とするものであります。

計画の目標についてであります。今から申し上げる姿をこの計画の目指す姿としております。まず①ですが、県内の中小企業が付加価値の高い商品やサービスをつくり出すことにより、企業としての魅力を高めていること。

また②ですが、県内の中小企業が働きやすい環境を整備し、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を提供していること。

次に③ですが、県民をはじめ、県外の消費者にも県内中小企業が提供する商品やサービスについての共感が得られ、利用が進んでいること。

最後に④になりますが、今まで申し上げた取り組みが好循環を生み出すことにより、県内中小企業の事業活動が活発に展開され、持続可能で活力ある地域経済の振興が図られていることでもあります。

続きまして、中小企業の振興に関する施策についてであります。計画の目標達成に向けて、国、市町村、産業支援機関、大学及び試験研究機関等とも適切に連携しながら、①の事業活動を担う人材の確保・育成及び広報活動の充実や、⑥の地域資源を活用した商品・役務の販売先の開拓、新たな地域資源の発掘など、計10の取り組みを進めていくこととしております。

この計画につきましては、さきの12月議会、当委員会におきまして素案段階のものを説明しておりますけれども、その後、中小企業振興基本計画検討委員会やパブリックコメントの御意見等を踏まえ、一部修正をしております。本計画につきましては県議会の議決をいただいた後、速やかに策定、県民等への公表を行い、計画に沿った施策を展開してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 大変重要な中小企業振興条例に基づく基本計画ですので、この間、ここでも議論がありました。そして、パブリックコメントも行われました。それを踏まえて、第一に、修正箇所があれば具体的に示していただきたい。

○高橋経営支援課総括課長 外部検討委員会あるいはパブリックコメント等の意見を反映して幾つか修正を行っております。一つ大きい点としましては、目指す姿の達成度をはかるための指標を設定しております。冊子でいきますと、厚いほうの25ページになるのですが、ここに目指す姿ということで、上に箱囲みをしておりますけれども、この下に下記の指標を設定しますということで、産業分野における就労者1人当たりの県内総生産。もう一つ、新卒者の県内就職率というのが、ここで目指す姿全体を捉えるための指標ということで設定をしております。

そのほかに推進する施策として、28ページになりますけれども、いわてで働こう推進協議会の内容を盛り込んでおります。そのほかにも、計画策定後も外部の方の御意見を伺う場を設けて見直しを図っていくということで、そういう外部委員会を設けるといったようなことの修正を行っております。

○斉藤信委員 せっかく文書が出ているのだから、もっと正確に。どこがどう修正されたか、補強されたか、これは大事なことから正確に言ってくださいよ。

○高橋経営支援課総括課長 改めて御説明申し上げます。

外部検討委員会やパブリックコメントにおける御意見を反映し、幾つか修正を行っております。主なものといたしましては、目指す姿の達成度をはかるための指標を新たに設定

したこと。一つとして、農林水産業を除く産業分野における就業者1人当たりの県内総生産及び新卒者の県内就職率が計画案25ページになります。

それから、28ページになりますが、第3章の2、推進する施策の人材の確保と若年者の就業支援・職業能力開発の項目に、いわてで働こう推進協議会に関する記述等を追加したこと。58ページになりますが、第4章、計画推進に向けての5、施策の実施状況の公表と計画の見直しの項目に、中小企業振興施策に関して外部委員の御意見をいただく組織を設けることについて記載したことなどであります。

○齊藤信委員 そうすると、大きく3点ということですか。

それで、前回の議論でもありましたが、20ページのところに中小企業関係団体、中小企業へのヒアリング・アンケートの結果があります。中小企業が取り組まなければならない経営上の課題というので、1番上が人材の確保・育成。そして、2番目が既存の営業力・販売力の維持強化。そして、3番目は後継者の育成・決定と、中小企業が直面している3大課題と言ってもいいと思うのです。この課題について、今度の基本計画ではどのような取り組みの具体化が図られたのか示していただきたい。

○高橋経営支援課総括課長 重要課題3点ということで、まず1点目、人材確保に関しては、27ページからになりますけれども、この中で、事業活動を担う人材の確保・育成及び広報活動ということで、人材の確保、育成に関するものを施策として盛り込んでおりまして、主な施策として後継者、事業活動の中核を担うマネジメント人材の育成ですとか、ものづくり産業人材の育成、観光人材の育成、そして28ページに参りまして、人材の確保と若年者の就業支援・職業能力開発、そのほかにも29ページ、伝統産業を支える人材の育成といったようなこと、また高等教育機関に基づく若者定着の支援ですとか、キャリア教育の実践といったことで人材の確保、育成について、いろいろな企画と施策を盛り込んでいくということで取り組んでおります。

2番目として、既存の営業力、販売力の維持、強化という点ですけれども、まず31ページになりますけれども、新たな商品・役務の開発、研究成果の事業化、新たな販売先の開拓、事業規模の拡大等の支援ということで、主な施策として事業活動の経営革新に取り組む事業者に対する支援ですとか、商業・サービス業における経営力向上の取組、また自動車・半導体関連産業の集積促進、地域クラスターの形成促進、加えて新産業の創出ですとか、ものづくり革新ということで、そのほかの食産業における活動、あるいは地場産業における新商品の企画・開発といったことで商業、サービス業、ものづくり産業、観光、伝統産業、全体に経営力の向上に関する施策に取り組んでいくということで考えております。

あわせて商業、まちづくりに関しても、商店街のにぎわいを創出するために経営力向上に向けた個店の指導と、その地域全体への普及に関する活動ですとか、商店街としての活動への支援といったものに取り組んでいくこととしております。

後継者の育成に関しては、先ほど申し上げた人材の育成の部分があります。それとあわせて事業承継に向けたセミナーですとか、相談体制を整備して、そういう部分についても

取り組むこととしております。

○齊藤信委員 私は中小企業の関係団体からも意見を聞いてきましたし、業者の方々からも聞いてきましたけれども、人材の確保と後継者の育成というのは極めて切実です。この計画書の19ページにアンケート結果が出ているけれども、これは商工会連合会の調査で、後継者がいないというのが42.2%ですよね。その下の中小企業庁の調査では、後継者が決まっていないというのが62.2%。こういう形で、だから事業承継という課題も出てくるのだと思いますけれども、後継者の育成というのは、今までの延長戦上ではない取り組み支援というのが必要なのではないかと。

もう一つは、人材の確保という点では、中小企業といっても圧倒的に小規模企業ですよね。まず、募集の時期も、規模も小さいから大学や高校にもほとんど相手にされないというか、十分に視野に入っていない。最近は岩手大学でも県立大学でも、地元企業の企業説明会も行われているというのは一歩前進だと思うけれども、この取り組みをどのように強化していくのか。もう一つは高校ですよね。高校の就職希望者というのは一定規模あるので、県内高校から地元の中小企業に就職する道筋というのを本格的に構築していく必要があるのではないかと思います、その点についてはどう検討され、また来年度で何か具体化されているものはあるのか。

○高橋経営支援課総括課長 まず、後継者の育成の関係につきましては、経営力向上セミナーといったことで、若手、次を担う方々が経営に関する知識などを高めていくこともあるといったようなことを考えておりますし、また、盛岡商工会議所内に岩手県事業引継ぎ支援センターを昨年7月に設置しております、事業承継に関する相談に対応しております。センターのほうに聞いたところでは、既に1件、事業承継の事例が出ているということで、そのほかにもいろいろ相談が寄せられているということですので、そういったことで具体的な取り組みをさらに進めていきたいと考えております。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 大学生、高校生の人材確保でございますが、岩手大学では、委員御指摘のとおり、企業説明会を中小企業団体中央会等と連携してやっているところでございます。県といたしましても、各地の地域ジョブカフェが地元のハローワーク等と連携いたしまして、就職活動に適切な時期に企業説明会等をやっておりますし、ふるさといわて定住財団でも県内企業の説明会等を滝沢市でやっているという状況でございます。

また、これまで、ものづくり関係でも新卒者の地元定着を促進するために、企業の技能者、技術者を工業高校に派遣して技能技術講習会を実施したり、啓発のためのDVDを高校に配布したりして、地元企業への関心を高める取り組みをやっております。また、平成28年度においては、ジョブカフェいわてと連携いたしまして、高校生に対するインターンシップの拡充の取り組みをできないものかということで、現在検討を進めているところでございます。そういった一連の取り組みを通じまして、若い人に県内の地元企業への関心を高めてもらう取り組みを行っていきたいと考えています。

○齊藤信委員 後継者の育成と人材の確保というのは、本当に切実で緊急な課題なので、

この中小企業振興条例、基本計画を踏まえて、取り組みをぜひ強化していただきたい。特に県内の高校、大学への働きかけ。中小企業というのは一つ一つ見ると、見えないのですね。しかし、小さくても、きらりと光る中小企業も少なくないわけだから、そこにどうやって光を当てるかということ。あとはもう一つは、中小企業のグループなんかもつくって、一つ一つではない魅力をつくっていくことが私は大変大事なのではないかと思います。

そこで、31ページのところに、さっきも説明があったけれども、自動車・半導体関連の産業の集積促進とありますが、岩手県は自動車、半導体、あとは医療産業ですね、ここを目玉にして取り組んできたけれども、この自動車、半導体関連産業の集積促進の現状、課題はどうでしょうか。

○高橋ものづくり自動車産業振興課総括課長 自動車、半導体については、本県の経営体を牽引する中核産業ということでございます。自動車につきましては、名古屋方面等からの誘致もあわせて集積を進めてきているところでございます。また、新たな車種等の報道等もあることから、これに向けた形での一層の集積に努めていきたいと考えております。

また、半導体関連につきましては、大手デバイスメーカー等がございますので、それらのところと地場企業の取引関係、これらを進めているところでございます。

○斉藤信委員 最後にしますが、最後の58ページのところで、施策の実施状況の公表と計画の見直し。これは大変大事なことで、毎年の取り組みを検証して次の予算化、事業の具体化を図るということだと思います。そういう点でいけば、千葉県でかなりしっかりした取り組みをやっていると私は思っています。予算特別委員会でも議論になったと思うけれども、これはどういう体制で、どういう形でこの実施状況を点検し、公表し、次年度に結びつけていくのか、現段階での見通しを示していただきたい。

そして、これも予算特別委員会で議論になりましたけれども、中小企業振興基本計画に基づく事業化というのは34事業でしたか、予算額も示されたけれども、その主な中身も最後に示してください。

○高橋経営支援課総括課長 まず1点目、来年度以降の委員会についてですけれども、今回計画を策定するに当たりまして、県内の中小企業者、それから中小企業関係団体の方々に委員に入っていて、さまざまな御意見をいただきました。その皆さんからも、つくった後も引き続き、こういった場があったほうがいいのではないかなというお話もいただいております。そういったことも踏まえて委員会を設けていきたいと思っております。具体的な構成については、中小企業者の方、委員の方、実際に入っていた団体の方は必要だと考えておるのですけれども、具体的にどの方というところまではまだ詰めておりませんので、これについては今後、早急に考え方を整理して委員会を立ち上げて取り組んでいきたいと考えております。

それから、推進する施策の主な新規の事業としましては、人材の確保、育成につきましては、ものづくり人材育成定着促進モデル事業、いわてで働こう推進事業。新たな商品等の開発、新たな販売先の開拓等による事業規模の拡大につきましては、地域クラスター形

成促進事業関係。消費の促進等については、いわての食と工芸魅力拡大事業ということで、新規の事業としては18の事業を今のところ計画しております。

○ハクセル美穂子委員 私からは、27ページからいろいろあります指標についてお伺いしたいと思います。マネジメント人材の育成とか、ものづくり産業人材の育成ということで指標が出されておりますけれども、参加者数とか、参加高校生数とか、そういった指標が多く見られるなど感じております。参加者数が上がったからといって、本当に人材が育成されたのかどうかというような判断が本当にできるのかというところが私の疑問なのですけれども、その点についてはどのようにお考えかお伺いいたします。

○高橋経営支援課総括課長 計画の策定に当たっての指標ですけれども、いわゆるアウトカムとアウトプット、その成果の部分と取り組んだ部分との数値、いろいろ考え方があるかと思えます。我々としても、できるだけそのアウトカムの部分ということで盛り込めるところは盛り込むということで考えておまして、目指す姿の指標、大きなところの二つとしては、そういった1人当たりの額というもので、できるだけ成果に近いものは、そういう指標を設定したいとは考えておりますが、取り組みによって、直接的な効果がすぐ出るか出ないかといったような部分もあって、事業によっては、そういう取り組みの数字そのもので決定しているものもあります。そこは各事業に応じて、担当する部署でできるだけ把握できる数字で押さえてきたということで、御理解いただければと思います。

○ハクセル美穂子委員 予算特別委員会の政策地域部のところでもお話しさせていただいているのですが、参加者数で指標をつくってしまうと、実際に、本当に育成できたのかどうかという部分が見えなくなってしまうのではないかと、私が本当に気にしているところがございます。参加者数は200人を達成したけれども、例えば中核を担うマネジメント人材がいなかったならば、この計画自体も3年でやったことの成果がないというように見られるパターンもありますよね。そこをどうやって見える化していくのかというところをもうちょっと考えていただきたい。県としてもどんな人材を具体的にどのような育成していきたいのかというのがあれば、そういった指標は出てくるのではないかと感じるのですけれども。1人でも、2人でも、例えば200人とかという指標でなくても、平成30年度までに1人、2人、中核になる人材をふやします、この地域で1人とか、そのように具体的に決めたほうが、自分たちがやったというか、県の職員の皆さんがやったことに対する結果というのも見えやすくなるのではないかなと思います。

これは、こういう形で指標という計画の中に盛り込まれてはおりますけれども、例えばこの指標とこの指標というように二つの指標で、参加者数は200人でも、地域で中核を担うマネジメント人材になったと思われる具体的なビジョンを示した上で、そういった人が2人、3人ふえたというような並列でやるのもいいのではないかなと思います。具体的に本当にどういう人材を育成したいのかというのがもうちょっと見えるようにするべきではないかと思いますが、その点についてお考えをお願いします。

○高橋経営支援課総括課長 27ページのマネジメント人材は、中小企業の中で幹部職員と

いいですか、経営者の右腕になるような人材を育てていこうということで取り組んでいくことにしております、そのために必要な知識経験をどんどん身につけてもらう、そういう人材が必要だと考えております。我々とすれば、できるだけこういうセミナーに参加する人がふえて、そういう知識ですとか、能力を身につけてもらうことが、それぞれの会社に戻って、実際の経営の場で役に立つということですので、まずは参加してもらうということが大事だと考えております。

それが実際に会社の中で役立つのかどうかは、我々もそういったところのフォローが必要になってくると思います。こういう人材育成のためのセミナーを開いた後どうするかといったような御意見がありますので、そのやり方というか、持ち方については考えていきたいと思っております。

○ハクセル美穂子委員 今後前向きに考えていただくというようなことを最後に言っていただいたので、ぜひにと思っております。

あと29ページの伝統産業を支える人材の育成も受講者の数ではなくて、実際に伝統産業を支える人材になった人は数えられるようなものだと思うので、そういったところ、この3年間でこういう参加者数をふやして、では次の計画のときは実際に支える人材がどれだけになったのかというような計画にするとか、そういった形で本当に実際に皆さんに役に立つような計画になるようにして、これからも注意していただければと思っております。

○名須川晋委員 私も27ページを事例にということで、先ほどの斉藤委員、ハクセル委員の質問にも関連してくるのですが、例えば事業承継につきまして、これまで県もなかなか力が入っていないというか、目を向けられなかったところだろうと思っております、この基本計画が策定されることで、やっとならば県の責任というのも明らかになったのかなと思っております。

そうした中で、この指標にも関連するのですが、事業引継ぎ支援センターが昨年岩手にもできたということをごさいます、こういう関係機関、連携先もそういう指標というのはつくるのかどうか。例えば事業承継に成功した事例を県内で1年間に5件つくる、10件つくるというようなことも必要ではないかなと思うのです。ただ来たのに対して成功したというようなことではなくて、積極的にその目標数値を掲げて取り組んでいくということも必要ではないのかなと思うわけでありまして。

私も静岡県事業引継ぎ支援センターに行ってみたことがあるのですが、その中で、責任者の方がお話しされたのは、町場の例えば中華料理屋なんかも十分に町並みを形成する一つの要素だと。そうしたところが、どんどんなくなっていくというようなことがあります。ですから、事業承継する方がいないのですけれども、これは地域の活性化、まちづくりにもつながることですから積極的にかかわること、そして市民、県民もそういうような承継が必要であるという認識も必要であると思うわけをごさいます、関係機関の指標をきっちり持って数値を積み上げていくというようなことも、ぜひとも指標として挙げていただければと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○高橋経営支援課総括課長 関係機関に対する指標の設定でありますけれども、まずはこの計画をつくる段階、それから来年度以降の進捗状況については、関係団体ともすり合わせといたしますか、情報交換をしながらということになっており、各団体もこういう計画を一体となって取り組むこととしておりますので、まずその点が一つあります。

それから、取り組みの施策によっては関係団体のほうで、こういう経営革新あるいは中小企業者に向けて、伴走型の支援をするということでの相談件数などについては、目標設定しているものもあります。ただ、指標によって、一つの施策をいろいろな団体が取り組むこともあって、ここは幾つ、ここは幾つと分けるのがいいのかということもありますので、いずれ一体となって取り組む中で、目標なり計画を認識して取り組んでいくということで、今のところは考えております。

○名須川晋委員 これから始まる施策といたしますか、計画でございますので、ぜひとも多くのそういう関係機関にも積極的に取り組んでいただくような働きかけを行い、目標を掲げて積極的に県で取り組んでいただければと思います。

○高橋但馬委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

次に、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第10号2016年度最低賃金引き上げに関する請願及び受理番号第11号平成28年度岩手地方最低賃金改正等についての請願、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○工藤労働課長 受理番号第10号2016年度最低賃金引き上げに関する請願及び受理番号第11号平成28年度岩手地方最低賃金改正等についての請願について参考説明を申し上げます。お配りしております参考資料、先ほどごらんいただきました資料のうち2ページをごらんください。

初めに、1にあります地域別最低賃金の決定方法につきましては、本県においては岩手労働局長が最低賃金法に基づき地域の実情を踏まえ、岩手地方最低賃金審議会の調査、審議を経て決定することとされております。岩手地方最低賃金審議会につきましては、公益

委員、労働者側委員、使用者側委員の各5名で構成されております。また、労使代表の委員の任命に当たっては、労働組合または使用者団体に対し候補者の推薦を求め、推薦があった者のうちから任命していると聞いております。なお、審議会は公開することにより率直な意見交換、または意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には非公開にしていると伺っております。

次に、2にあります本県の最低賃金の状況についてでございますが、地域別最低賃金の審議に当たっては、厚生労働大臣が中央最低賃金審議会に対し地域別最低賃金額改定の目安について諮問し、当該審議会から示される引き上げ額の目安を参考にしながら審議が行われます。地域別最低賃金の表示単位は就業形態の多様化などの観点から、平成14年度から時間額表示に統一されています。

その引き上げ額の目安は、都道府県の経済実態に応じてA B C Dの4ランクに分けられておりまして、東京都、神奈川県などはAランク、岩手県ほか16県はDランクに位置づけられております。現在、施行されております本県の地域別最低賃金は695円、全国平均では798円、最高額は東京都の907円となっております。岩手労働局によりまして、最低賃金の履行確保を図るため、事業所に対して年間を通しての周知や指導を行っているほか、最低賃金額改定後には最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を行っているということでございます。

お配りしております資料の3ページをごらんください。次に、3にあります最低賃金の引き上げのための中小企業支援策につきましては、厚生労働省と中小企業庁が連携して最低賃金引き上げに向けた中小企業の相談窓口の開設、業務改善助成金の支給などによる支援を実施しております。

中小企業に対する代金の買いたたきや支払遅延等の防止についてであります。中小企業憲章において公正な市場環境を整えることを基本原則に掲げ、支払遅延対策等を進めることとしておりまして、下請代金支払遅延等防止法に買いたたきの禁止及び下請代金の支払遅延の禁止について規定されております。また、中小企業庁からの委託事業により、いわて産業振興センターが下請かけこみ寺を設置しており、中小企業者からの相談対応や弁護士による紛争解決を行っているところでございます。

県においては、産業振興に向けた取り組みを強化し、中小企業に対する支援を通して最低賃金引き上げにも反映されるよう努めているところでございます。以上で説明を終わります。

○高橋但馬委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 受理番号第10号と第11号は別々に審議ですか。

○高橋但馬委員長 質疑、意見交換に関しては二つ一緒にします。

○斉藤信委員 最低賃金の問題は、この間、微増で改善されているけれども、まさにわずかなもので、例えば時給695円で年間1,800時間働いたとすれば、年収が幾らになるか、125万1,000円ですよ。時給換算の労働者というのは、おそらく1,800時間は働けないと思いま

す。だから1,800時間フルに働いて125万1,000円、これはワーキングプアですよ。ほとんど生活保護基準ぎりぎり。そういう点でいくと、当面800万、そして時給1,000円以上という、政労使で合意された内容というのは一刻も早く改善されるべきだと私は思いますので、この請願は、ぜひ採択をしていただきたい。

それと受理番号第10号は、かなり立ち入って非正規労働者の意見陳述の機会を求めていますし、最低賃金違反の監督強化のための労働基準監督官の大幅増員というのも出ていますので、二つの請願の趣旨はほとんど一致していると思うので、ぜひこれはどちらも採択されるようお願いしたい。

受理番号第10号のほうですけれども、請願事項の1(2)ですね、中央最低賃金審議会及び岩手地方最低賃金審議会の労働者側委員は、特定系統の団体のみから選任され続けているということで指摘されていますが、岩手の最低賃金審議会、この構成メンバーはどうなっているか示してください。そして、県内の労働団体の組合員数の比率も示してください。

○**工藤労働課長** 岩手地方最低賃金審議会の構成メンバーについてでございますが、公益委員、労働者側委員、使用者側委員の各5名で構成されております。県内の労働組合の組織状況についてでございますが、厚生労働省による集計によりますと、平成26年の労働組合の組合数は県内で807組合となっております。

構成とおっしゃいますのは、恐らく地方連合とかの構成比のことかと思われませんが、平成26年の数字は、組合員数が県内で7万9,000人余のうち、地方連合が4万6,000人余、地方全労連が1万6,000人余、無加盟が1万6,000人余という構成になってございます。

○**斉藤信委員** 5人の委員というのは、これはそれぞれどうなっているのですか。公益委員は何人で、労働者側は何人で、使用者側は何人なのですか。

○**工藤労働課長** 岩手地方最低賃金審議会の委員会の構成でございますが、公益委員、労働者側委員、使用者側委員それぞれが5名という構成になってございます。公益委員が5名、労働者側委員が5名、使用者側委員が5名という構成でございます。

○**斉藤信委員** だとすれば、この請願で指摘している労働者側5人というのは、いわゆる連合に独占されているのではないですか。そのことを請願は指摘しているので、今、私は組合員数を聞いたけれども、地方連合は4万6,000人余、いわて労連、全労連系は1万6,000人余なのですから、5人が選任されるというのであれば、この構成比に基づいて選任されて当たり前だと思います。戦後の労働運動の中では、そういう構成で、これは総評と同盟の時代はそうなっていたのですよね、それはわかりますか。

○**工藤労働課長** 以前の状況は、手元の資料では承知しておりませんが、現在は労働者側委員につきましては、5名が連合系と認識しております。

○**高橋但馬委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。1

件ずつお諮りいたします。

まず、受理番号第10号2016年度最低賃金引き上げに関する請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「一部採択」「不採択」の声〕

○高橋但馬委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 再開します。

本請願については、項目によって意見が異なります。御承知のとおり、本県議会先例では、請願中採択できない事項があるときは、当該事項を除き採択することとして、一部採択を認めております。ついては、項目によって意見が異なる委員がいる場合には、項目ごとに採決を行うものでありますので、御了承願います。

初めに、本請願の中で請願項目の1の(1)のアを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立多数であります。よって、請願項目の1の(1)のアは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(1)のイを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立多数であります。よって、請願項目の1の(1)のイは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(1)のウを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(1)のウは不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(2)を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(2)は不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(3)のアを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(3)のアは不採択と

決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(3)のイを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(3)のイは不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(3)のウを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立多数であります。よって、請願項目の1の(3)のウは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(3)のエを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立多数であります。よって、請願項目の1の(3)のエは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(4)を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(4)は不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の2を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立多数であります。よって、請願項目の2は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第11号平成28年度岩手地方最低賃金改正等についての請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」の声〕

○高橋但馬委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択されました請願につきましては、国及び関係機関に対して意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、意見書の文案を検討いたします。なお、ただいま採択されました2件の請願は関連がありますので、意見書はまとめたと思います。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○高橋但馬委員長 一回休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 それでは、再開いたします。

なお、ただいまお手元に配付いたしました意見書のうち、国宛て最低賃金改正等に関する意見書の文案中、項目の1の(3)、2、3の(1)、3の(2)、4、5は、先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除させていただきます。

訂正します。意見書の文案中、項目の1の(3)、2、3の(1)、3の(2)、4は、先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除させていただきます。

また、同じく、ただいまお手元に配付いたしました意見書のうち、岩手労働局長等宛ての、平成28年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書の文案中、項目の3は先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除させていただきます。

以上により、ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認め、意見書案は修正案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組(案)について発言を求められておりますので、これを許します。

○工藤労働課長 それでは、県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組(案)について御報告いたします。

昨年10月の本委員会におきまして、この条例の取り組み状況について御報告したところでございますが、本日はこの条例によります理念の実現を図るための取組(案)がまとまりましたので、御報告させていただきます。

お手元に資料を配付してございます。3種類をお配りしてございますが、一つがA3判の資料、もう一つが冊子、それから参考資料として条例の全文を添付してございます。お手元に配付しております資料のうち、この冊子が取組(案)の本体でございまして、説明に当たりましては、便宜、A3判の資料、取組(案)の概要により説明をさせていただきます。

そのA3判の資料のほうをごらんいただきたいと思います。まず、資料左上の1、趣旨でございますが、この取組（案）は条例の基本理念の実現を図るための県の契約に関する取り組みを取りまとめたものでございます。

基本理念につきましては、条例第3条に規定されておりますが、大きく二つありまして、Ⅰの県契約における透明性や従事者の適正な労働条件の確保。Ⅱの県契約における事業者の地域経済の振興や社会的な価値の向上に資する取組への配慮がされなければならないことが定められております。

基本理念の実現を図るための取組の取りまとめにつきましては、条例第6条の規定によりまして、県は基本理念の実現を図るため、上記のⅠ及びⅡに関する県の取組を取りまとめることとされているものでございます。なお、この取組（案）は、昨年県で設置いたしました全部局等から成る県契約条例推進会議において全庁的に検討、作成した上で、県の契約審議会で御審議いただいたものでございまして、また昨年県内5カ所で行いました条例の説明会におきましても、この取組の素案を説明しているところでございます。

この取組（案）を条例が施行される4月1日に取組として公表して、県契約の締結に際して適切に反映させていくとともに、今回取りまとめました取組の内容については毎年度見直しをしていくことにより、条例の基本理念の実現を図っていくこととしたいと考えてございます。

次に、資料の左真ん中あたりの2、取組（案）の概要をごらんください。この取組の見方でございますけれども、凡例というところにありますように、黒いダイヤモンドマークが既に実施している取り組み、それから白い丸が実施を検討する取り組みでございます。取り組みは、条例第3条の条項に沿って取りまとめておりまして、Ⅰの県契約において確保されるべき事項につきましては、1の契約の性質等に応じた透明性等の確保のために入札結果のホームページへの掲載など28件を実施しており、新たに建設関連の業務委託契約についての公表など4件について実施を検討しております。

次に、2の総合的に優れた内容となっていることにつきましては、ダンピングの防止のため、工事の入札への低入札価格調査制度など21件を実施しており、新たに印刷業務の入札などにおける最低制限価格制度の導入など3件について実施を検討しております。

次に、資料右上の3でございますが、3の県契約に係る業務従事者の適正な労働条件につきましては、適正な賃金水準の確保のために工事の予定価格の設定に当たり、最新の設計労務単価の適切な反映など7件を実施しており、新たに庁舎管理業務、指定管理業務における実態調査など6件について実施を検討しております。

次に、Ⅱの県契約において配慮されるべき事業者の取組につきましては、1の持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組では、雇用の確保の促進のため、工事の競争入札参加資格登録審査の際に、新卒3年以内の者の継続雇用の評価など19件を実施しており、新たに雇用安定のために指定管理条件の期間拡大など8件について実施を検討しております。

2の社会的な価値の向上に資する取組につきましては、工事などの入札参加資格登録の審査において、障がい者雇用の取組を評価するなど11件を実施しておりまして、合計で実施しているものが86件、新たに実施を検討するものが21件で、再掲を除きまして計107件の取組を掲載しております。以上で報告を終わります。

○高橋但馬委員長 ただいまの報告に対する質疑も含めて、この際何かありませんか。

○ハクセル美穂子委員 私からは、観光振興のほうで、タイの観光プロモーションについてお伺いしたいと思います。

私の地元の雫石町と、それから岩手山を挟んだ隣の市であります八幡平市へ12月にタイの観光協会のトップの方がいらっしゃって、いろいろ交流を図りました。この間の2月には雫石町長と、八幡平市長と一緒にタイのほうに今度はトップセールスに行ってきたところでございます。それで、タイの国際旅行博というのがちょうど開催されていて、日本からもいろいろな県でブースをつくって、タイ人の観光誘致に取り組んでいらっしゃったようです。その様子を行った方々からお聞きしたところ、青森県とか仙台市、北海道はブースをちゃんとつくって、国際旅行博でPRをしているということです。それから、関西のほうの県、市というのも大きくやっけていらっしゃいますが、岩手県のブースがないのがちょっとどうなのかなというような御指摘を受けました。

岩手県から一切行っていなかったかということ、実は舟下りの狹鼻溪のほうで、タイのほうに行ってセールスをしていらっしゃったのですが、岩手県のブースがなかったので、仙台市のブースに入れていただいてPRをしていたというような状況だったようです。タイに行った関係者の方々から、タイの方々はこういった観光ルートを望まれているのかということをお聞きしましたら、北東北の周遊ルートというのにとっても興味を抱いていらっしゃるといことで、例えば青森から入って仙台に抜けるとか、秋田から入って仙台に抜ける。抜けるときに雪の回廊を見るというのがタイの方々にとっては、めったに見られないものなので、桜と雪の回廊はすごく魅力的に感じたというような評価をいただいております。今定期チャーター便のために、台湾のほうにも力を入れているのはもちろん私も存じておりますけれども、次の施策としてタイのほうの観光プロモーションについて、広域的に取り組んでいかななくてはいけない部分があるので、ぜひ県のほうでも力を入れるような取り組みを考えてほしいというような要望もあります。その辺についての今後の取り組みとか方向性について、もしありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○平井観光課総括課長 タイからの誘客についてでございますけれども、まずタイの状況ですが、人口が6,900万人、マーケットとしてもかなり大きいものです。また日本に来る観光客も順調に伸びておりまして、本県におきましても数としては多くないのでございますけれども、年々伸びておりまして、暦年で申しますと平成27年は2,520人泊、震災前の平成22年が600人泊でございますので、3倍以上にふえているものであります。

また、先ほど委員からお話ございました岩手県のプロモーションでございますが、私どももプロモーション活動をしております。例えば今年度におきましては、タイの国際旅

行博は8月に開催されたのでございますが、岩手県で参加してございまして、この際には八幡平市、平泉町とも一緒にブースを出展しているものでございます。

先ほど委員のおっしゃったとおり、岩手県の一つの地域、また岩手県で一つというわけではなく、タイの関係者の方からお話をお聞きしますと、北東北3県、それから東北全体というような形の観光ルートというもので誘客していくことが重要でございますので、北東北三県観光立県推進協議会として、私どもが青森県と秋田県と一緒にやっている組織がございまして、また、東北6県プラス新潟県で東北観光推進機構という組織がありまして、こちらとのタイアップ事業で、いろいろタイのほうに出向いて旅行博で出展したり、またタイから旅行の関係者の方がいらっしゃる招請事業を行っておりまして、東北全体を回遊していくというような事業にも取り組んでいるものでございます。

来年度におきましても、8月のタイ国際旅行博を中心にプロモーションをしていきたいと考えてございます。また来月、4月13日でございますけれども、タイからのチャーター便が花巻空港に到着します。この際、タイから来るお客様につきましては定員250名のところ、ほぼいっぱい予約ということで、その予約された旅行商品では、やはり東北全体、それから北海道新幹線を使って北海道と行き来するというような商品もございまして、東北、そして北海道と連携しながら、広域的な移動ということを念頭においてプロモーションをかけていきたいと考えています。

○**ハクセル美穂子委員** チャーター便も1本ではなくて、複数回来そうな感じもしているということを地元からも教えていただきましたし、いろいろ取り組んでいらっしゃることには感謝いたしますので、ぜひタイも台湾も暖かい、暑い国の方々ですので、京都とか東京に行った方が、次に来る場所は北東北なのではないかなと感じますので、ぜひこれからも力を入れていただきたいと思えます。

○**高橋但馬委員長** この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**高橋但馬委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**斉藤信委員** 県が締結する契約に関する条例の取組（案）が説明されました。私はこの条例の一番の問題は、このA3判でいいますと右側のページの県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件。これが公契約条例を求める方々の最大の目的でありました。

ここで適正な賃金水準の確保ということで、①から③まであるのですが、①のところ、工事請負契約の予定価格の設定に当たり、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映、これは条例がなくてもこのとおり行われるものです。その次の白丸ですが、庁舎管理業務及び指定管理業務において、適正な賃金水準を確保するための実態調査の実施を検討。これは、庁舎管理業務及び指定管理業務というように限定したのはなぜなのか。私は、岩手県が発注する公共工事、これでも実態の把握が必要だと思うけれども、まずここからお聞きします。

○**工藤労働課長** まず、取組（案）の中で、A3判の資料の3の①の白丸、庁舎管理業務及び指定管理業務において、適正な賃金水準を確保するための実態調査の実施を検討という件についてでございますけれども、このことにつきましては、特に庁舎管理業務及び指定管理業務について、この従事される方々の賃金水準の確保ということについて、県として条例の制定検討のプロセスでも、あるいは制定後の全庁的なこの条例の取り組みにつきましては、全庁各部局で構成する県契約条例推進会議を設けて、この取り組みを検討、そして取りまとめたというところでございます、特に庁舎管理業務、指定管理業務について、適正な賃金水準の確保のための実態調査の検討をするということとしたところがございます。

経緯としましては、最初この案につきましては、この指定管理者等の候補者の選定の審査においては、最低賃金を下回らない管理運営計画であることを公募要件とするというような素案で進めていたところですが、契約審議会の中で、そういった最低賃金を下回らないのは当たり前なので、賃金の水準を確保していくというもう一歩進んだ取り組みが必要ではないかという御意見をいただきまして、それを踏まえてこういった案に修正をしているところでございます。

なお、この最低賃金を下回らないという最低賃金の遵守につきましては、この取組の取りまとめの根拠規定となっているのが条例の第6条でございますけれども、続く第7条のほうで、最低賃金について遵守するという規定が今度4月から施行することとなっております。そして、最低賃金の遵守状況についてしっかり遵守しているかというような報告を求める制度につきましては、続く第8条で規定がございまして、これについては制度の運用の細部を審議会で詰めながら、平成29年4月1日までに施行するというような条例のたてつけになってございまして、そういった特に課題としてこれまで取り上げられてきたうちの一つ、この庁舎管理業務と指定管理業務についてはまず実態調査を進める。そのほかの全般の契約についてはこの第7条、第8条の規定によって、履行の確保等を図っていくという条例のたてつけになっているものでございます。

○**斉藤信委員** 私は、なぜここに限定するのかということを知ったので、最低賃金を下回らないのは当然、これは別の法令でそうなっているのです。

それで、庁舎管理業務や指定管理業務について実態調査をやるのは、ぜひやっていただきたい。私は前にも指摘したのだけれども、例えば岩手県の公共工事で、大工の賃金がどうなっているか。これは昨年の建設労働組合の2,000人の調査で、大工、常用職人で1万2,018円。公共工事設計労務単価の大工の単価は2万2,200円ですよ。そうすると、現場で大工がもらう賃金というのは54.1%なのです。公共工事の設計労務単価の54.1%しか支払われていないというのだったら、やっていけないわけなのです。こういうことを是正してほしいというのが公契約条例を求めた最大の理由なのです。

だから、私は庁舎管理業務や指定管理業務だけでなく、特に岩手県が発注する公共工事は一番額が大きいので、公共工事の現場での大工の実際の賃金というのも実態調査

すべきではないですか。

○**工藤労働課長** この建設労働者の賃金実態等につきましても把握しながら、この条例の制定のプロセスでも、実際には関係の団体とかのほうから斉藤委員がお持ちのような資料もいただきながら実態を把握して、確かに課題があるということで条例の制定、あるいはこういった取組の取りまとめを進めてきたところでございます。

そして、この条例の制定のプロセスの中で、例えば県独自の発注の際の賃金の下限額を設けるというような、関東とか関西での先行の市とか府のような条例ができないかということも含めて検討されたと聞いてございますが、それについてはさまざまな意見とかがあって、この条例の形としては今回のような条例として制定公布されたというような経緯でございます。

ということで、今度4月から本格実施、本格施行ということで、県の取組を取りまとめ公表しますし、それから1年後、平成29年4月1日までには最低賃金の遵守状況を報告いただくというような制度が始まるところでございまして、県としましては、引き続き関係団体等から、また国からも情報提供をいただきながら、そういった建設労働者の賃金の差額の実態も把握しながら、労働条件が確保されるように、向上されるように、全庁的に取組を進めていきたいと考えてございます。

○**斉藤信委員** きょうの説明は、取組（案）の説明を私は受けているので、私の発言というのはここに限定すべきではない。私が今指摘した問題は極めて重大ですよ。

現場の大工は2,000名の調査で1万2,018円しかもらっていない、これは公共工事設計労務単価の54%。私は、こういうのが改善されなければ、この公契約条例の効果は出てこないのだと思うのですよ。だからぜひ庁舎管理業務、指定管理業務、これは大いに実態調査してほしいけれども、こういう実態が示されているわけだから、公共工事についてもね。今、建設労働者が本当に激減して、高齢化して、本当にこれから建設労働者をどう確保するかということが大変大事な課題になっているときに、私はこういう状況を本当に放置できないのだと思うのです。

部長、これは案なので、このように限定しないで、そういう実態があるのであればそういうのを実態調査の対象にして取り組むべきと思いますが、いかがですか。

○**菅原商工労働観光部長** ただいまお示ししております取組（案）でございますが、こちらは庁内での検討もさることながら、県の契約審議会においても御議論いただきまして、このように定めたものでございます。ただ、御指摘の点につきましては、この取組（案）についても毎年度見直す、あるいはつけ加えとか、そういったことも契約審議会の中で議論されるということになりますので、御発言の御趣旨につきましては審議会のほうにも申し伝えたいと思います。

○**斉藤信委員** この公契約条例については期待も強いので、今、私が具体的な実態を指摘しましたが、こういう状況が一步でも二歩でも改善されるという、そういう方向でこの条例が生かされるようにしてほしい。

実は、全国で公契約条例が制定されていますけれども、賃金条項を規定しているというのは17自治体なのです。この中には、例えば神奈川県の川崎市、相模原市とか、東京でいけば多摩市、国分寺市、渋谷区、足立区、千代田区、世田谷区、人口規模でいったら岩手県を超えるような規模の政令市も賃金条項を設定して、大体こういうところは設計労務単価の8割以上、そういう現場の労働者の賃金確保をしているのです。だから、これはやってやれないことはないということを全国の先進では示しているのです、これから始まって施行の段階ですけれども、ぜひそういう先進事例も研究しながら現場で働く労働者の適正な賃金の確保に取り組むようにしていただきたい。もう一回、部長にお聞きしたい。

○菅原商工労働観光部長 この条例につきましては、課長が申しあげましたさまざまな事情、背景から、当面、賃金条項は盛り込まなかったという経緯がございます。いずれ、その中では、県としては法令の遵守を徹底した上で、予定価格の適正な設定あるいはそのダンプینگ入札の防止といったことなどに取り組みまして、賃金を初めとする労働者の適正な労働条件を確保していきたいと考えてございます。

ただ、条例の附則にもございますが、施行後3年をめどとして社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、条例の施行状況について検討を加えて、その結果に基づいて必要な措置を講ずるという条項がございますので、そういったところも踏まえまして契約審議会の中でもさまざま御議論があり得るというように捉えてございます。

○斉藤信委員 この公契約条例の最後で、この案の6ページなのですが、適正な賃金水準の確保の業務委託契約のところ、建設関連業務の入札において最低制限価格制度を導入すると、県立病院清掃業務の入札において低入札価格調査制度を導入すると、庁舎等管理業務の入札において最低制限価格制度を導入すると、こうあるのです。改善は改善なのでしょうけれども、何で県立病院清掃業務については最低制限価格ではなくて低入札価格なのか。私は、最低制限価格で一貫してやったほうがわかりやすいのではないかと思いますけれども、なぜこのようになったのですか。

○工藤労働課長 建設関連業務の入札あるいは庁舎等管理業務の入札については最低制限価格制度、県立病院清掃業務の入札においては低入札価格調査制度がそれぞれ導入されているということで、これは新たに始めるというよりは、既にそのようにとり行われているものでございますが、こういったことにつきましては、全庁の条例推進会議のほうで各部局の取り組みを検討して、それを掲載しているというところでございます。それぞれの制度については、その時々でいろんな課題が生じたので、かつてはこういう制度をとっていたけれども、最低制限価格制度を導入するとか、そういった過去の経緯があるためにこのようにしていると担当部局から聞いております。

○斉藤信委員 では、次に別件で2点まとめてお聞きします。

一つは、トヨタ自動車東日本の関係ですけれども、これは予算特別委員会等でも議論があって、岩手工場を縮小するのではないかという一部の議論がありました。私は余り根拠のない話ではないかと思っているのですが、トヨタ自動車東日本、岩手工場もその一端で

すけれども、この現状、トヨタの戦略、今後の見通し、正確な情報をきちっと示していただきたい。これが第1点。

第2点は、岩手東芝ですけれども、これは東芝の粉飾決算によって大リストラ、合理化が行われて、大分工場と岩手東芝が統合して、今度はもう東芝の名前がなくなると。大分工場はもうリストラなのですよ、1万人以上のリストラを東芝は東芝関連でやろうとしていますけれども、岩手東芝が新しく会社に統合して、このリストラのあおりを受けることはないのか。そして、今700名が四日市工場に出向していますけれども、恐らく岩手に戻る条件が今の時点ではないのだと思うけれども、こういう方々がどのようになるのか、どういう形で雇用が守られるのか。

そして、最近の情報を聞きますと、東芝はNAND型フラッシュメモリーで四日市工場を増設、投資をするということですが、そこのかかわりで、岩手での新工場の誘致の見通しというのは、現時点でどのように見られるのか示していただきたい。

**○瀬川自動車産業振興課長** まずは、トヨタ自動車及びトヨタ自動車東日本における東北の自動車産業集積の御質問でございますが、2011年7月にトヨタ自動車におきまして、東北の国内第3拠点化というものが表明され、2012年7月にはトヨタ自動車東日本が設立されたということですが、いずれ設立に関しては、東北についてコンパクト車の企画開発から生産までを担う拠点化を進めていくということで行われてきたところでございます。最近でございますが、3月2日にトヨタのほうから新たな社内体制の構築の発表がございまして、ビジネスユニット制ということで技術カンパニー、社内カンパニーを設立というような報道がされました。

東北に限った部分でいいますと、コンパクト車の部門が新たに立ち上がったということ、コンパクト車のカンパニー型での位置づけがトヨタ自動車東日本というようなことになっておりまして、ますます東北のコンパクト車の重点というものが高まったと認識しております。

また一部、いろいろな憶測といたしますが、いろんな議論の中で、昨年11月4日に日本経済新聞の1面トップに、トヨタの国内の生産再編という記事が載りまして、翌日、岩手日報社の新聞のほうにヴィッツ岩手生産へということで記事が載っておりますが、私どもとしますと、岩手日報社の記事のほうに関してはかなり信頼性が高い記事だと思っております。いずれ岩手日報社の報道のとおり、新型スポーツタイプ多目的車や人気車種のヴィッツが東北にそろそろ、岩手工場にそろそろというようなことになると、ますますもって今後岩手、東北の自動車産業は成長する余地があるのではないかと期待しておるところでございます。

**○飛鳥川企業立地推進課総括課長** 3月18日、先日、東芝のほうで発表いたしましたグループ全体のリストラ計画というものがございまして、これはグループ全体でございすけれども、2015年3月末から、来年2017年3月末までということで、全体で3万4,000人ぐらいのリストラをしていく。その理由については、リストラの部分と、事業売却、この大きな

二つの部分で東芝全体とすると18万3,000人ぐらいにスリム化を図っていくというのが一つでございます。その一つ、注力分野として、今後半導体、エネルギー、そしてエレベーターなどの社会インフラに東芝は戦力を注力していくというような方向でのリストラ等が出てきているわけでございます。

半導体部門でございますけれども、その一環として岩手東芝と、東芝の大分工場が統合して、岩手東芝に承継されて、ジャパンセミコンダクターという新会社が4月から発足するという形でございます。確かに現在、岩手東芝のほうから四日市工場のほうにNAND型のフラッシュメモリーをつくるために700名程度が出向しているという状況でございますけれども、今度は四日市工場そのものも東芝の工場ということになるものですから、これは従業員の立場からすると、岩手東芝から今度ジャパンセミコンダクターに名前が変わりますけれども、そこに移籍をするのではなくて、あくまでも東芝のほうへ移籍をして、同じようにNAND型フラッシュメモリーを四日市工場で作るということになります。従業員の方たちについては所属が変わるということで、その部分についての影響は少ないのではないかと考えております。

一方、この方たちが戻ることということになりますと、率直なところ、今、北上市のほうに新たなNAND型フラッシュメモリー工場ができなければ、なかなか戻り先とすると厳しいという認識に立っております。

それで、東芝のほうでは、現在NAND型フラッシュメモリーの四日市工場の投資というような発表もいたしました。これは、新規の投資というよりは、我々は増設という受けとめ方です。今まで二次元で作られていたNAND型フラッシュメモリーですけれども、大体微細化の究極のところまで来ておまして、それを三次元に積層していくというようなNAND型フラッシュメモリーに今度は変わってきます。そのためには、今二次元で作っている四日市のNAND型フラッシュメモリー工場に、新たに三次元を積層する工場等をつくるというのが今回の投資でございます。

今、我々が北上市の誘致を働きかけているのは、最初から一貫して三次元をつくる新工場の誘致でございまして、これらについては、もう既に四日市工場のほうや全国でも、人も集まらないのもそのとおりでございますし、土地がないというのも現状でございますので、国内とすると北上市というのはまだまだ最有力地と捉えているところでございます。

○齊藤信委員 これでも最後にしますけれども、トヨタ自動車東日本岩手工場は今、アクアのフル生産で、恐らく今のラインというのはフル稼働しているのではないかと。さらにヴィッツの生産ということになると、これは工場なり、ラインを増設しないと私は対応できないのではないかとこの感じがするのでございますけれども、岩手工場の今後の見通しはどうか。

もう一つは、自動車産業というのは岩手の一つの戦略産業ですけれども、先ほどの中小企業の基本計画にもありましたけれども、自動車関連産業というのは、岩手工場の労働者は2,742名というのが最新の数ですが、県内の関連の企業数、従業員数というのはおよそどのぐらいの厚みを持ったものなのか、そこでの正社員比率というのはわかるのか示してい

ただきたい。

○瀬川自動車産業振興課長 まず、お尋ねのトヨタ自動車東日本岩手工場の増設にかかるお話でございますが、正直トヨタ自動車本社のほうの考え方として国内投資に関しては非常に限定的であるというようなことから、国内300万台生産維持ということからしますと、新しいラインを増設するという点に関しては、非常に厳しい状況があるのではないかと考えております。

あともう一つ、厳しいといえますのは、東北の部品メーカーがトヨタ自動車東日本に対してどの程度の現地調達化を支えているかということでございますけれども、いずれ部品メーカーの能力そのものも、いまだ50%前後というような数字もありますけれども、こういった中から新たなラインの増設というのは、今の状況では厳しいものと認識しております。

それから、従業員数でございますが、平成26年現在で、統計データでは62事業所、従業員数で6,677人というようなことになってございますが、ただ県内の地場中小企業の部分でいきますと、単純な輸送用機器製造業にカウントされない業種等々も、例えば精密加工であるとか、金型や自工具設備の一部を受注している企業もございますので、単純に積み上げはできない数字かと存じます。

また、正社員の比率に関しては、今のところ部品メーカーも含めた全部の業態の中での正社員比率というのは調査してございません。

○高橋但馬委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

また、3月末をもって菅原部長は御退職されるということでもありますし、ほかにも多数の御退職あるいは御異動される方がおられるということでもあります。長い間、大変ありがとうございました。

皆様を代表して部長から一言お願いしたいと思います。

○菅原商工労働観光部長 まず、御発言の機会を与您いただきまして、ありがとうございます。私は1年間という短い期間ではございましたが、商工労働観光部長として県議会の先生方、特に当委員会の委員の先生方には大変お世話になりました。ありがとうございました。

御承知のとおり、県政の重要課題は二つございます。震災からの復興と、それからふるさと振興ということでございます。商工労働観光部のミッションということからいたしますと、震災復興については、なりわいの再生、ふるさと振興については、岩手で働くといった、非常に重要なミッションを負っていると自負をしながら、この1年間やってきたつもりであります。力不足のところもございましたが、私どもの部を挙げてやれることをやってきたつもりでございます。

また、もう一つ、この1年を振り返りまして、教訓とすべき事柄もあったと捉えてござ

います。それにつきましては、反省すべき点は反省して、そうしながらもまたそれをばねにして、前を向いてしっかり歩んでいきたいと、そのように思っています。

私ども、ない知恵を絞りまして、御提案いたしましたのが来年度の当初予算、そしてまた繰り越しも含めた補正予算でございます。これらは全て、先ほどの県政の課題を解決するために必要不可欠、重要、なおかつ前向きな予算ばかりでございます。ぜひこうした施策が実現されるためには、私ども執行部の努力はもちろんでございますけれども、県民の方々、そしてまた議会の皆様方の御支援、御協力がなければ成し遂げられるものではございません。

そういうことで、最後に、平成28年度は新体制になりますが、今後とも引き続きの御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○高橋但馬委員長 本当にお疲れさまでした。

それでは、商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、労働委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費のうち労働委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○花山参事兼審査調整課総括課長 労働委員会関係の補正予算につきまして御説明申し上げます。便宜、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の35ページをお開き願います。第5款労働費第3項労働委員会費のうち、2目事務局費1,095万4,000円の減額は、事務局職員の人事異動、人事委員会勧告による給与改定及び事務局職員が年度当初から1名欠員となっていることに伴う人件費の減を補正するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって労働委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって労働委員会関係の審査を終わります。

また、3月末をもって齋藤事務局長は御退職されるということでもありますし、ほかに御異動される方がおられるということでもあります。長い間、大変ありがとうございました。皆様を代表して、事務局長から一言お願いしたいと思います。

○齋藤労働委員会事務局長 まずもって、このような機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。今御紹介いただきましたように、私は昭和54年に入庁以来、この3月で37年間ですか、県庁生活を終えるということになるところでございます。この間、県議会議員の皆様を初め先輩、同僚の御指導、御協力によりまして、無事勤めることができたということで大変感謝をいたしているところでございます。

今、無事と申し上げましたけれども、思い起こすとやはりさまざまなことがございます。その中でも、新しいことに取り組んだときがやっぱりいろいろ残っているなということもございますけれども、幾つかございますが、増田知事の時代に新しい総合計画の策定に携わりまして、それまでの総合開発計画とか、総合発展計画というものを見ないで、全く新しい県民のための計画をつくるということで1万人アンケート調査とか、あるいは総合計画審議会のメンバーではない100人委員会という、地域で活動されている方々の委員会をつくっている意見を聞いたりとか、今までやったことがなかったものですから、毎日夜中まで苦労したのを覚えています。

また、交通の課長を3年間務めておりまして、あの当時は三陸鉄道のマイレール運動、利用者が100万人を切るところでございましたので、これを切らないようにマイレール意識をどう向上させるかと、それから巢子駅と青山駅を、まだ駅の場所も決まっておらなかったけれども、あそこに3年間で作くりまして、いかに安全を確保しながら予算を切り詰めるかというようなことで大変いろいろなことがございました。乗降客が非常にふえているようでございますので、大変うれしく思っているところでございます。

それから、最近では達増知事が就任したときに広聴広報課総括課長でございましたので、いろいろ新しいことに取り組まなければならないということで、その中でも一つは、それまで県外広報というのが余りなかったのですが、その際にブランディングというのを初めて行いまして、岩手県に勤めていて転勤で県外にまた戻った人とか、さまざまな御意見を聞いたのですが、岩手県はいいものがないのではなくて、いいものがあり過ぎるという、海のものも、山のものも、文化も、自然もですね、絞れないので宣伝が難しいということで、宣伝下手ではないのだというようなことを感じたのを覚えております。というようなことで、その当時いろんなものを集約して、信頼性とか品質というようなことをまとめて、「黄金の國、いわて。」というようなものになったわけでございますけれども、将来は例えば京都みたいに、京都の野菜でありますとか、京都の着物でありますとか、京都とつくともうみんないいような印象を得ますけれども、岩手の何々といえはとなるように、ぜひ将来、そういった岩手県になっていければ大変うれしいなと思っております。

今後は一県民として、県勢の発展に今後ともますます御協力していければなと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

県議の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

○高橋但馬委員長 37年間大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

それでは、労働委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋教育長 前回、今月3日の常任委員会におきましても教職員の不祥事についておわびをさせていただいたところでございますが、その後、県立学校の非常勤職員が窃盗の容疑で現行犯逮捕されるという事案が発生いたしました。その事案について御報告とおわびをさせていただきます。

今般の事案は、県立一戸高校に特別支援教育支援員として勤務する49歳の女性の非常勤職員が今月13日に一戸町内のホームセンターにおいて、数百円相当の文房具など2点を万引きした容疑で二戸警察署に現行犯逮捕されたものでございます。本人は、現在も盛岡東警察署に拘留され、取り調べが行われておりますが、弁護士を通じ、その状況を確認いたしましたところ、逮捕事案をおおむね認めていると聞いており、また本人から辞職願が提出されております。事実とすれば、教育に対する信頼を大きく傷つける行為であり、本来であれば、事実関係を十分に確認の上で懲戒処分等の厳正な措置を検討すべき事案であります。

しかしながら、本人の拘留は現在も継続しておりますので、本人の任用期間が今月25日となっており、その日までに処分をすることが時間的に困難であり、また非常勤職員であり、懲戒処分を実施したといたしましても、実質的に経済的な効果がほとんど生じないこと等を総合的に勘案し、可能な限り速やかに離職させることが実質的制裁という点からもむしろ適当であると判断いたしまして、今月17日付で辞職願を受理し、辞職を承認したところでございます。

県教育委員会におきましては、現在、東日本大震災津波からの学びの場の復興や学校教育の充実など、さまざまな課題の解決に取り組んでいる中で、再度このような不祥事が発生いたしましたことを極めて重く受けとめており、この場をおかりいたしまして心からおわびを申し上げます。改めてこのような事態を受けとめつつ、県民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいり所存でございます。大変申しわけございませんでした。

○高橋但馬委員長 次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。

議案第1号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○田村教育次長兼教育企画室長 議案第1号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明を申し上げます。議案（その1）の6ページをお開き願います。議案第1号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第4号）につきまして、第1表、歳入歳

出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は、10款教育費のうち総務部の所管する9項私立学校費を除いた6億7,899万円余を増額しようとするものでございます。なお、今回の補正は教育委員会で所管する職員人件費等の年間過不足額について補正しようとするものでございます。

補正予算の内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、金額の読み上げにつきましては省略をさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

それでは、お手元の予算に関する説明書の53ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費の2目事務局費、及び一つ飛びまして5目教育センター費は教育委員会事務局及び県立総合教育センターの職員の給与改定及び人事異動等に伴う人件費の年間過不足額について補正しようとするものであり、一つ戻りまして3目教職員人事費及び一番下の6目恩給及び退職年金費はそれぞれ児童手当、恩給等の受給見込者数の減に伴う補正でございます。

次のページ、54ページをお開き願います。2項小学校費から下のページ、55ページの3項中学校費、次のページ、56ページに参りまして、4項高等学校費、その下のページ、57ページの5項特別支援学校費までは、いずれもそれぞれの学校における教職員の給与改定及び人事異動等に伴う人件費の年間過不足額について補正しようとするものでございます。

次のページ、58ページをお開き願います。6項社会教育費及び下のページ、59ページの7項保健体育費は社会教育関係職員及び保健体育関係職員並びに派遣職員に係る給与改定及び人事異動等に伴う人件費の年間過不足額について補正をしようとするものでございます。

以上で教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 給与費の改定による増減だと思いますが、教職員費で小学校費、高等学校費、特別支援学校費は増額になっているのですけれども、中学校費だけ4,264万円余の減額ですね。中学校費だけこれだけの減額になった理由は何ですか。

○今野教職員課総括課長 今回の補正につきましては、いわゆる人事異動に伴うものと、給与改定に伴うものがございますが、中学校費につきましては、人事異動に伴う減額分のほうが大きくなったということございまして、給与改定の内容につきましては、ほかの校種と同じということでございます。

○斉藤信委員 人事異動に伴う減額というのは、プラス、マイナス余り変わらないのではないですか、なぜ減額になるのかもっとわかりやすく言ってください。

○今野教職員課総括課長 中学校費でございますが、人員減につきましては、当初の時点で見込んだ金額に比べまして、学級減によるもの、それから産休補充等の欠員補充職員が、当初の見込みを下回ったということが原因ということでございます。

○小西和子委員 人件費にかかわりまして、2015年度の小学校3年生、4年生、中学校1年生の少人数学級導入の学校数、学級数。それから、導入に至らなかった学校数と理由について、まずそれが一つ。

それから、すこやかサポートの実績について、配置基準と学校数、学級数について、まずお伺いいたします。

○佐藤小中学校人事課長 今年度の小学校3年生では23校、4年生で17校、中学校1年生で27校ということになってございます。実施しなかった学校数についてでございますが、小学校3年生で8校、4年生で5校、中学校1年生で9校ということになってございます。その主な理由については、これまで取り組んできたチームティーチングや習熟度別授業などで成果を上げており、少人数指導を継続して実施したい、または多様な個性の中で活動を充実させたいということ。一方、児童生徒数の変動が大きくてなかなか少人数学級を見込めない、1人の増員で学級がもとに戻ったりというような不安定な中で、その影響をできるだけ少なくしたい、などが挙げられているところでございます。

すこやかサポートの配置基準についてでございますが、児童の安定した学校生活と、学習意欲の向上、及び複式指導の単式化等の改善による基礎学力の向上を主な目的として、30人以上学級を有する学校で、原則少人数指導加配の配置のない学校及び14人から16人の多人数、比較的子供の数の多い複式学級、こういう学級を有する学校等に配置するということになっております。

今年度は81校にすこやかサポートを配置しておりますが、学校全体で弾力的に運用するに当たり、決まった学級数というのはお示しすることはできないのですが、学校で配置し、弾力的な運用の中で効果を図るということで、継続的な配置を今後も進めてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 教職員の死亡とか休職というのはこの人件費に影響してくるわけですが、2015年度の現職死亡人数を校種別でお願いします。それから、14日以上休職した教職員の人数、割合、推移を校種別でお願いします。それと精神疾患で休職している教職員の人数、割合、推移と精神疾患罹患の要因までお願いします。

○今野教職員課総括課長 まず、教職員の現職の死亡人数でございますが、今年度、県立学校で1人、小中学校で3人という状況でございます。

次に、14日以上療養した教職員でございますが、小中学校分の病気休暇の承認につきましては、市町村教育委員会の権限でございますので、県立学校について申し上げさせていただきます。14日以上療養した県立学校教職員の数は、今年度、現時点で96人となっております。平成25年度は101人、平成26年度は109人でございますので、今年度については若干減少しておりますが、長い範囲で見ますとほぼ横ばいで推移しているという状況でございます。

次に、精神疾患で休職している教職員につきましては、県教育委員会のほうで休職発令をいたしておりますので、小中学校の教職員の数値から申し上げたいと思います。まず、

小中学校の病気休職は全体で64人、うち精神疾患によるものが44人ということで、68.7%でございます。次に、県立学校でございますが、病気休職全体が31人に対しまして、精神疾患によるものが18人ということで、58%でございます。小中学校、県立学校を合わせますと病気休職95人に対して精神疾患が62人、65.3%という状況でございます。

推移について申し上げますと、平成25年度が98人に対して58人、59.2%でございます。平成26年度が90人に対して64人、71.1%という状況でございます。昨年度に比べれば、今年度につきましては若干減少しているということでございますが、これにつきましても大きな傾向で申し上げますと横ばいで推移しているという状況でございます。

次に精神疾患罹患の要因ということもございますが、これにつきましては、状況がそれぞれのケースによって異なるということもございまして、人間関係ですとか、職場の環境、家庭環境などさまざまな要因によるものと考えられます。さらにはこれらが複合して発生している場合もあるものと推測しているところでございます。

○高橋但馬委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第71号学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤岡義務教育課長 議案第71号学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして御説明を申し上げます。議案(その3)の301ページをお開き願います。学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の改正の趣旨、条例案の内容につきまして、便宜、お手元に配付しております学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案の概要によって御説明いたします。

初めに、1、改正の趣旨についてであります。学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について整備をしようとするものであります。

次に、2、条例案の内容についてであります。学校教育法の一部改正により小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定され

たことに伴い、学校の種類を規定している条例の条文を整理しようとするものであります。

最後に、3、施行期日についてであります。施行期日は平成28年4月1日としようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○千葉進委員 大きく三つ聞きたいのですけれども、一つ目はスケジュール的なことで結構ですので、確認させていただきたい。

この間の予算特別委員会、教育委員会については16日に行われましたよね。その日は高校入試の合格者発表日だったわけですが、翌日の17日に教育委員会議を開く。そして、29日に高校再編にかかわる部分で発表をするというようなお話でしたけれども、まずそこまでの部分、それでいいのかどうか確認させてください。

○木村高校改革課長 17日の教育委員会議のほうで議論させていただいた上で、3月29日に教育委員会議の臨時会を開催し、再編計画について審議することとしております。

○千葉進委員 その29日はどういう手順で発表されるのかということとをまず一つ伺いたいのですが、今年度30日、31日の2日を残して終わるわけですよね。来年度に向けてということで、どのような1年間のスケジュールを組まれているのか教えてください。

○木村高校改革課長 計画策定後のスケジュールというようなことでの御質問かと思えますので、お答えさせていただきます。

この教育委員会議のほうで御議論いただき、成案とする予定です。成案にした後につきましては、再編計画のほうで具体的に今、規定できていない部分でもあります。地域との連携というような部分の話し合い、そして学科あるいはその学科のコースのあり方というようなことで検討が必要なところについては、学校ごとに検討していくというようなところも説明してまいります。そして、統合案が出ている地域ということでの話し合いという部分も、来年度に向けてやらせていただきながら、それへの対応というようなところも検

討させていただきたいと思います。

あと当然、入試が終わった段階で、今、2次募集の関係で進んでいる段階であります、そういった状況等も踏まえながら、平成29年度の学科と学級編制の関係について進めていくようなことを考えているところでございます。

○**千葉進委員** 今、木村課長からお話があったわけですが、28日が2次募集の合格発表ということになっていきますので、その結果を見て、29日に出されたとき多くの県民がどういふ反応を示すかという部分もあろうかと思えますけれども、とにかく来年度に向けて拙速に進めない。きちんと地域あるいは各学校の状況を見ながら、皆さんの御意見を参考にしながら、話し合いをしながら、そして最終的なものをつくっていくと理解してよろしいのでしょうか、確認させてください。

○**木村高校改革課長** 原則として計画のところを基本として考えることにはなりますけれども、策定後もそういった地域の皆さんの意見も十分に伺った上で、計画の実行というようなところにつなげていきたいと考えています。

○**千葉進委員** 私からの高校再編についての質疑は以上です。

二つ目ということで、18歳選挙権主権者教育ということでお話を聞きたいと思っております。まずこの間、予算特別委員会のときに、斉藤信委員からは愛媛県の朝日新聞のこと等、掲載されていることを初めて私もお聞きしたのですけれども、その際に、多くの方々から質問が出まして、そして愛媛県のような形で校則の見直し等も含めた形で、生徒を主権者という形できちんと扱っていくかどうかという部分も話がありました。あのときにお答えいただいた県教育委員会の発言をもう一度この場で確認させてもらいたいのですけれども、校則の見直しとか、各学校への説明の仕方、そういった部分をどうされるのかということを確認させてください。

○**岩井高校教育課長** 高校生の政治的活動等に関する届け出制についての確認でございますが、まず届け出制が求められる背景には生徒の安全面あるいは学業、生活への支障を心配する声があることが考えられますが、一方で届け出制にすることによって、生徒の主体的な活動を萎縮させる、あるいは思想信条の自由に抵触するような懸念も考えられるところでございます。

昨年10月に文部科学省から示された通知には、政治的活動に関する取り組みについては、学校、家庭、地域が十分連携することが望ましいという記述もあります。したがって、生徒の安全面や学業、生活への支障に対する配慮については、届け出制も一つの方策ではありますが、通知にもありますように学校が家庭、地域と連携を充実させることによって実効性のある対策につながるものと考えております。

例えば家庭のほうから、最近学業に身が入っていないという相談があれば、学校の担任が対応できますし、地域の方から、最近この生徒がこういうことをしているという情報があれば、それに対応ができます。そういった実効性のある対策につながりますので、現時点では一律に学校に対して届け出制を求める必要はないと考えております。

一方で、学校の生徒の実態、あるいは保護者の意向があれば、必要に応じて学校として届け出制を設けることはあるかもしれませんが、こちらとしてもそういった学校の判断を阻止するというか、覆すようなことは考えていません。

○**千葉進委員** わかりました。最後のところで気になる部分はあるにしても、一つだけ確認させてもらいたいのは、そのように地域からいろいろな形で話があったとか、あるいはこの生徒が今こういうことをやっているという情報が入ったとき、校内において共有する部分があるのかもしれませんが、その生徒がこういうことをしているという記録をもし残した場合、この間、非常に不幸な事件があったわけですが、そういう面でその生徒の進路のこともあるわけですので、記録として残す必要はないと私は確信しています。特に学校現場において、社会科の先生方に固定されている部分があるような気がするのですが、それぞれの教員が社会人として、主権者として、黒板の前で生徒にいろんな形で話をしている。範としてとまでは言い切れない部分はあるにしても、それぞれ生きていく人間として、生徒に対して、強制的に自分のほうに持っていくのではなく、こういう考え方もある、こういう考え方もあるというような形で出したなら、生徒のいろいろな可能性を引き出すし、いろいろ考えてもらって生徒が成長していく、それを見守るという状況になると思う。そういう信頼関係が成り立っている教師と生徒の間で、記録に残してあるよというような形になった場合、非常に信頼関係も崩れるわけでありますので、ぜひそのところは、そういったことがないようにしてもらいたいと思っているのですが、そこはどうか。

○**岩井高校教育課長** 地域からの情報につきましては、あくまでもその生徒の指導のための提供で、それを担任が受けとめた際に、生徒とガイダンス等、面談を行って、適切に指導を行うことになると思います。情報についてもいろいろな立場、見方がありますので、そういった事実の確認とか、生徒の学業等、あるいは進路達成に支障になるような指導にはならないように、もちろん担任は配慮して持っていくものと思いますし、担任が引き継ぐ際、あるいは情報共有する際の記録といったやりとりはあると思いますが、それをもって高校卒業後、あるいは進路達成について、取り立てて記録するという、そういったものにはならないと考えております。

○**千葉進委員** そしてもう一つは、高校生がいろんな集会等にもし行くような場合、土曜、日曜がほとんどだろうと思うのですが、部活動との兼ね合いがどうしても出てきて、顧問がというような部分もあろうかと思えます。そういう面で、学校全体として共有した認識のもとで、この生徒をこういう目で育てようよというような形で、お互いに認識し合うという部分もぜひよろしくお願ひしたいと思っています。このところは多分大丈夫だと思います。

千厩高校のグラウンドについてちょっと確認させてもらいたいと思います。高田高校を含めて被災した学校等が大分落ち着いてきたということで、今まで残っていた、あるいは震災前に予定していた部分があろうかと思うのですが、千厩高校に九千数百万円の予算を

つけてもらいました。それで、これからの日程をまず教えていただきたいと思っています。設計図等がどうなって、これからどうなっていくか。特に千厩の小学校が統合されるということで、旧駒場校舎と言われているところは、ほとんど解体が終わりつつあります。小学校のほうもつくられてくるとすれば、部活動をする場所というようなこともありますので、スケジュールを確認させてください。

○宮澤学校施設課長 千厩高校のグラウンド整備に係る日程の関係でございます。まず、設計でございますが、整備に係る測量設計がこの2月に完了したところでございます。今後のスケジュールでございますが、平成28年度から平成29年度にかけましてグラウンドの粗造成を行います。それから、弓道場の整備は、平成28年度に設計、平成29年度に工事という予定が立っております。この間、平成30年度から千厩の統合小学校が開校いたします。

千厩高校のグラウンドにつきましてでございますが、さらに1年置まして平成30年度から平成32年度にかけてグラウンドの整備を行います。平成30年度は、まず既存の第2グラウンドを整備いたしまして、平成31年度から平成32年度にかけて第1グラウンドの整備をいたします。以上のような日程で、平成32年度の完了というような予定となっております。

○千葉進委員 測量が2月末に終わって、設計図が大体できたという状況の中で、これからも設計について幾らか見直しができる余地があるのかどうか、その部分をちょっとお聞きします。

○宮澤学校施設課長 設計の見直しでございますけれども、事業の進行に伴い、いわゆる現場に合わせる形での細かい計画の見直し、あるいは設計の見直しというのは今後とも出てくる余地はあるものと考えてございます。

○千葉進委員 そういう面で、学校現場から出る声も尊重してもらいたい部分があります。例えばグラウンド、野球場、ソフトボールグラウンドがあっても、トイレが全然ないので。それから、そこまで行く車の出入りの道路が狭いとか、いろいろなことがあると聞いていますので、ぜひ学校と情報交換しながら要望を聞いていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○宮澤学校施設課長 グラウンドの設計の件でございます。これにつきましては、先ほど委員から御指摘のありましたとおり、今回整備する予定の場所が圃場でありまして、そこに至るまでの間がやっぱり実習用農場を通る道路というような特殊な条件もございますので、よりよい利用の方途につきまして、今後ともでき得る限り学校と意見を調整して対応してまいりたいと考えてございます。

○ハクセル美穂子委員 私からは、これからの英語教育についてということで、英語教育の取り組みについてお伺いしたいと思います。

平成27年度、紫波町のほうで国の事業を活用して英語教育についての取り組みをされていると思います。2018年の英語必修化に向けて、この取り組みの成果を踏まえて、今後県

としての方向性を出していくというような答弁が前にもあったような記憶があるのですが、3月なので、事業についても大体どういった成果が出たかのかということもおわかりなのではないかと思しますので、それを踏まえて今後どのようにこの2年間で取り組んでいくのか、現時点でどのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○藤岡義務教育課長 ただいま委員からお話のありました事業につきましては、英語教育強化地域拠点事業という国の事業を使って、紫波町で行っているものでございます。ただいま御指摘がありましたとおり、小学校での英語の教科化に向けての足がかりというような形で進めているものでございますので、どちらかという小学校が外国語活動だけではなくて、中学校の英語科にどのようにつないでいくのかということをおある程度考えていきたいという取り組みをしてきたところでございます。

小学校に配布されているHi、friends!という副読本があるわけなのですが、それに加えてHi、friends! Plusという別の資料が、文部科学省から研究指定の学校には配布されております。そういうものを用いながら、英語の指導にも少しかかわりを持つということを進めたのが今年度ということになります。大きい成果は、小中高でお互いに合同の研修をしておりますので、高校の教員も小学校の授業を見る、小学校の先生も高校の授業を見るという機会もございますので、そういう点では一貫した英語教育のあり方を探り始めたところになるかと思えます。あわせて外部から、例えば筑波大学の先生を講師に呼んでの合同研修会もしておりますので、今後の国の動向等も踏まえながら、各校種でどういう英語の授業をしていけばいいのかということをお考えたところでございます。

今後の流れについてですが、新聞報道等でも話題になりましたとおり、小学校で英語を導入した場合の時数をどう確保するかというような問題もありますので、紫波町の指定校では5、6年生の中で、2時間、英語の授業をしていくための時間確保をどうするかということをお少し校内のカリキュラムをいじりながら、実際にモデルプランを考えていきたいという報告を受けているところでございます。

最後の協議会が終わったところですので、今、担当のところでお成果と課題を整理している段階ですので、その成果と課題を踏まえながら、新年度の計画にしっかりと取り組んでいきたいと考えているところです。

○ハクセル美穂子委員 時間を確保するという、そういう面もあるのだなというのは、ちょっと私も勉強させられたなと思いましたが、実際に小学校の先生が英語を指導するという部分で何か課題は出てきたのでしょうか。

○藤岡義務教育課長 まだ外国語活動という認識がほとんどでございますので、その部分を英語にするといった場合に、どのぐらいまで小学校段階で教科としての英語のような、または語彙力というようなものを考えていけばいいのか、まだ試行錯誤の状態だということですので、他県からの情報も少し、今後取り入れながら、ほかの県でどのように進めているのかということも提供していく必要があるかと思えます。現在は、まだ自分たちでとりあえずやってみたという状態なので、それがいいのか悪いのかがはっきりしないというところ

ころが一番大きい課題かと思っているところです。

○**ハクセル美穂子委員** 小学校の先生に対しての中学校の先生からの意見みたいなものはあるのでしょうか。中学校の先生が、この2年間でどれぐらいの語彙力になってくれるといいとか、そういう意見交換の場というのは、その事業の中にはあったのでしょうか。

○**藤岡義務教育課長** 意見を交換する場というのは、年に数回ほど持たれていますので、そこでは交わされているかと思うのですが、中学校までこのぐらいまで伸ばしてきてほしいというところまではいっていないようですので、あくまで、中学校の授業を見ながら、こういうようなスタートを切っていくのだなというのを小学校の先生が勉強するような段階だと今は捉えています。

○**ハクセル美穂子委員** あと2年で必修化になるのですが、間に合うのかどうかというところが私もちょっと不安な感じがします。私が思うにALTとNSとか、高校でもありますし、中学校、小学校でもあるのですが、日本人の教員の役割とか、小中高の接続という部分をいま一度県の英語教育の計画として精査して方向性を出さないと、どうしても小学校と中学校の先生同士で何かやってくださいと言っても、なかなか小学校の先生はぴんときない部分があるのではないのかなと思います。中学校、高校の先生の専門性を生かして、必修化の取り組みの計画のほうも一緒になってつくっていかないと、高校3年生の時点でどれぐらいの英語力までと計画を立てて上げていくのかというのが、見えてこないのではないのかなと感じています。

それで、私も、この2年間で今後の岩手県の英語教育に関してもすごく重要な2年間だと捉えていまして、小中高におけるALT、NSと、それから日本人教員の役割、分担の部分について、どのように現段階で考えていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

○**小野寺学力・復興教育課長** 日本人英語教員の指導力向上に向けた取り組みですが、何より教員の指導力を向上しなければ英語教育は向上しないというのは御指摘のとおりです。この認識のもとに、県教育委員会では初任者研修などの基本研修とともに、英語科独自に中学校教員に対しての授業力ブラッシュアップ研修や、高校教員に対してのディベート研修等の研修に加え、指導主事が中学、高校を個別に訪問し、授業参観した上での指導を行うなど、教員の指導力向上を目指した研修をきめ細やかに実施しているところであります。

また、あわせて小学校の外国語活動に関する研修を今年度と来年度、半数の小学校から始めています。平成29、30年度で教科化される、小学校の英語教育に関する研修も小学校の先生を対象に行うこととしており、その際、中学校教員の参加ということも呼びかけることとしておるものでございます。

○**ハクセル美穂子委員** 小学校と中学校の先生も参加する英語教育を指導する方は、どういった方を考えているのですか。

○**小野寺学力・復興教育課長** 小学校教員、中学校教員を指導するのは、英語科の指導主事、小中学校の指導主事を考えております。

○**ハクセル美穂子委員** わかりました。平成28年度の予算を見て、ALTとかNSにも1

年間で結構なお金をかけていらっしゃるというか、外国人に会う機会を子供たちに与えるというのも本当に必要なことだと私も思うのですが、やっぱり日本人の先生の指導力を向上させることも今後は本当に必要になってくるのではないかと思います。

この間、資料をいただいたときに、NS、ALTの皆さんの在職年数が2年ちょっと、3年ぐらいだということです。でも、日本人の先生は10年、20年、ずっとここで指導してくださって、英語教育を担っていく方々だと思うので、大胆な発想ではあると思うのですが、たとえば6カ月間、核になる指導主事を海外のESL（第二言語としての英語）の勉強ができるようなところに研修に行かせるとか、核になる方に、本当に英語で全部指導ができるような、そういうバックグラウンドのための研修の機会を与えるということも、今後のことを考えていくと必要なのではないかと私は考えておりますが、そういった指導主事に対する研修というの、今後ぜひ考えていただきたいと思いますので、その点について、御所見を伺って終わりにしたいと思います。

○小野寺学力・復興教育課長 指導主事の専門性を高めるということは、そのとおりだと考えております。指導主事になってから、例えば国がつくば市で行っている3週間の集中研修であるとか、指導主事になるということを約束したものではないのですけれども、力のある英語教員に対し、指導主事になる前に3週間とか5週間、同様の集中研修も行ってきているところであります。また、指導主事に関しては、県内で指導主事が集まって小学校外国語教育の研修を行って、それを各地の教員に伝えるというようなことも行っているところでございますので、今後ともさまざま工夫しながら研修を深めてまいりたいと思います。

○工藤誠委員 検定中の教科書を先生方に見せたと、そして謝礼を受け取ったという問題が新聞で報道されておりました。今まで県教育委員会のほうから、そういう御説明もなかったような気がしておりますけれども、新聞報道で、確か次長のコメントが載っていたような気がしますけれども、市町村教育委員会とか県教育委員会で調査を開始するというようなお話だったと思いますが、現時点でどういう状況になっているのかということをお伺いしたいと思います。

○藤岡義務教育課長 ただいま御質問のありました、検定中の教科用図書を教員に閲覧させた問題についてでございますけれども、新聞報道等でも取り上げられましたとおり、文部科学省のほうから調査の依頼が参りまして、それに基づいて2月12日に1次報告をしております。この1次報告につきましては、文部科学省から届いた調査対象者名簿に基づきながら、その方々の名前、所属等の確認をさせていただいたということになります。その次に、さきの3月12日に2次報告の締め切りがございまして、その際には採択への影響の有無、便宜を図るような行為があったかどうか、どのようなかわりがあったのか、さらには金品等の授受等についての報告をしたところでございます。先ほど委員御指摘のとおり、市町村教育委員会の御協力のもとで、報告をしたところでございます。

本県関係につきましては、既に新聞等でも出ているとおり、64名という調査対象者が挙

がっておりますが、複数の記載がございますので、実質は57名。そのうち公立の教員につきましては51名ということで調査をしたところでございます。

現在、詳しい内容につきましては、3月12日に文部科学省に提出した後に、随時確認を文部科学省のほうから改めて指示されているところでございますので、確定値について、一つ一つお話ができる状況にはないと思っておりますが、文部科学省から正式な形で報告があった際には、本県の状況についてもお知らせをするということが必要と考えて、現在、鋭意整理しているところでございます。

○**工藤誠委員** 今はまだ整理しているという段階のようでございますけれども、謝礼という部分では、金品のやりとりというより、金品が教科書会社から先生方にいったことは事実であるということでよろしいですね。

○**藤岡義務教育課長** 謝礼等のかかわりで、昼食費または移動の旅費等も含めて、金品についての経費負担へのかかわりがあったというのは事実でございます。

○**工藤誠委員** まず、今はまだその取りまとめ検討中ということでございますけれども、最終的にそういう事案が確定した場合には、そういう行為は、いわゆる一連の不祥事ではないのですけれども、非違行為として認められることだということで確認してよろしいでしょうか。

○**佐藤小中学校人事課長** ただいまの件でございますが、他県の例が新聞などでは報道されております。土曜日や日曜日に、例えば地方から東京のほうに移動して、その旅費として授受があったとかということがあります。本県でも同様のようであったとした場合に、それを一つ一つ精査しながら、どこに瑕疵があるか、処分事案に当たるのか当たらないのか。当たるとした場合に、どの程度の処分が適当なのかというのは詳しく精査しながら決めていかなければならないものだと思います。

文部科学省のほうで、全体の報告が今後なされると思います。それを受けて、本県でもその数、内容等を見ながら一人一人精査して決めていくというように考えてございます。

○**工藤誠委員** いろいろとわかりました。まず、一つ一つの事案についてということですから、そうすると最終的に取りまとめた段階では、また県民に公表するということがよろしいでしょうか。

○**佐藤小中学校人事課長** 文部科学省のほうからの報告に準じながら、本県の状況については報告しなければならないと考えますし、一つ一つの精査された事案については、結論が出た段階でお示ししなければならないことだと考えています。

○**高橋教育長** 今回報道されている内容に関して、我々が現時点で慎重に検討しなければだめだと思っておりますのは、先ほど委員のほうから、不祥事案に直結するののかというようなお話がございましたけれども、小中学校の教科書採択に当たって各地区の採択委員会がございます。そういう中で、教科書採択に影響を及ぼしたというような直接的な行為があれば、これは当然のことながら、まさに不祥事案として、法律に抵触するということが、その責任は追及する余地は多分にあるかと思えます。

ただ一方で、いわば教科書会社のほうから、いい教科書をつくるために意見をもらいたいということで、その専門家としての意見を出したことに対する謝金なり、費用弁償というような範囲内であれば、これが勢い法律に抵触するか非常に疑問な点もございます。そういうこと等々、そしてまた、全国的に教科書会社の主体的な、一方的な働きかけによって、全国の都道府県の教員がかかわったという問題でございますので、これは全国の状況等も十分見きわめながら、我々はその具体的な対応というものを検討した上で決定していくということが、そういう姿勢が大事かなと思っています。

一つの事案が起きたから、それがすぐに非違行為だといって責任を追及するというのは、これは余りにも乱暴でないかなと思っています、慎重に対応していきたいなと思います。

○工藤誠委員 私も詳しくはわからない部分もありますけれども、なかなかそういうことで謝礼を受け取るというようなことについて、本当にいいものなのかどうかというのは、私はよくわからないところがありますので、まず誤解を与えないようにといたしますか、そういうことできちっと説明されるのであれば説明されて、それからきちっと公表すべきは公表されたほうがよろしいのではないかと思います。

それから、縄文遺跡群の世界遺産登録に関係して一般質問をさせていただきましたので、詳しくはお聞きしませんけれども、長崎県も一旦は取り下げたけれども年度中に出すというような御答弁もありましたので、3月2日の一般質問でしたけれども、現時点では長崎県はどうでしょうか、もう推薦書を出したという情報が入っているかどうかお聞きしたいと思います。

○松下生涯学習文化課総括課長 3月2日に委員から御質問がございました縄文遺跡群の関係でございますが、その後、長崎県のほうには確認しておりませんが、3月上旬の時点で確認したところによれば、今月中に出すということです。文化庁の締め切りが今月になっておりますものですから、それに合わせて提出されるものと認識してございます。

○工藤誠委員 いずれ相手がどういう相手であろうと、こちらの体制をしっかりと説明責任を果たしていくということが大事だと思います。それで、過日の報道によれば、国会議員の推進議員連盟もできたということで報道されておりますが、こちらのほうと何か連携というか、接触というようなことはあったのでしょうか。

○松下生涯学習文化課総括課長 ただいま御指摘のございました国会議員の議員連盟、縄文遺跡群の世界遺産登録にかかわります議員連盟でございますが、第1回の総会がございましたときに関係道県と一緒に第1回の議員連盟の総会に我々の担当課長も出席しております。現在の取り組み状況を説明している状況でございます。

○工藤誠委員 最後になりますけれども、平成28年も四つの候補で国内推薦を戦うというようなことになりそうですので、いずれ青森を中心とした4道県で力を合わせて、何とかとし御所野遺跡を含む縄文遺跡の国内推薦を勝ち取っていただくように、ぜひ関係機関に働きかけていただきますようよろしくお願いいたします。

○**斉藤信委員** 私からは、高校再編の問題についてお聞きします。先ほど千葉委員もこの問題を取り上げましたが、いよいよ最終局面のようですから。予算特別委員会は関連だけにしましたのでね。計画公表後の地域検討会議や地域説明会、出前説明会での意見聴取状況、パブリックコメントでの意見、これはどういう内容で、それに対する対応はどのようになるのか。あと県教育委員会に直接陳情、申し入れ等が何件で、どこから出ているのか示していただきたい。

○**木村高校改革課長** 計画案公表後の意見聴取の状況ということで、地域検討会議、そして県民向けの地域説明会、出前説明会ということになりますが、これまで29回、参加者が約870人、パブリックコメントでの意見が約700件となっております。パブリックコメントで出された意見の概要でございますが、計画案におおむね賛同する意見が約20%、統合、学級減に反対する意見は15%程度、そして計画案に賛同する意見も含め、既に計画案に盛り込まれ、修正を要しない意見がかなりの部分を占めているところでございます。

そうした対応についてでございますけれども、統合に対しての不安の声、あるいは統合を直ちに決定するのではなく地域での努力の時間が欲しいというような御意見、学級減についても直ちに決定するのではなく、様子を見てほしいというような御意見等をいただいているところでございます。そういった御意見等を、それぞれの意見の趣旨を踏まえまして、現在総合的な検討をさせていただいているところでございます。

あと、県教育委員会のほうにこれまで直接申し入れが4件ございまして、花北青雲高校、水沢工業高校、遠野市の再編を考える市民の会、そして久慈工業高校の関係者からあったところでございます。

○**斉藤信委員** この高校再編というのは関係者にとっても地域にとっても大変シビアな問題というか、その地域にとっては大変重要な問題なのです。12月末に公表されて、検討会や説明会は1回やったと、パブリックコメントもやったということですが、県教育委員会の側から見れば聞きっ放しなのです。返した議論というのがない。この間、東日本大震災があって、再編計画が中断をしてくれていますから、生徒減少というのもこれは放置できない状況に来ているのも事実です。

私はそういう意味でいくと、県が提案した内容について地域全体でどう考えるかという、横の議論が必要だったのではないかと思うのです。県教育委員会はこう考える、それに対して、各学校からこうだという。それはそれで大事なだけけれども、それだけではなくて、では全体の生徒減少について地域でどう対応するのかということが、私はもう一つ必要だったのだと思うのです。だから、そういう意味でいくと、1回やったパブリックコメントで700件の意見が出た、最終的に県教育委員会が決めましたとなると、学校関係者対県教育委員会という関係になって、どのように高校教育を拡充させるかという議論が地域で十分にできないまま、計画が決まってしまうのではないか。

どちらかという、基本方針を出して長く議論してきたわけで、これは2回ぐらいやったわけです。しかし、具体的な学校名を出して統合計画や学級減を出してからが、ある意

味では本格的な議論なのです。生身の議論なのです。これはたった1回だけ。私はちょっと違ったのではないかと思います。具体的な中身で、県教育委員会もボールを返す、地域でも議論をするというような合意形成というのが必要だったのではないかと。

教育長に聞きましょう。そういうことをやらないと、地域との合意形成ができたか、そういう判断ができないのではないかと思うのだけれども、今のまま、3月29日の臨時会で教育委員会が決めたなら、意見を聞いたけれども、最終的には教育委員会で決めましたということになりはしないか、その点いかがでしたか。

○高橋教育長 齊藤委員からお話のあった、高校再編の地域での高校のあり方の重要性というのは、まさにおっしゃるとおりだと思っています。これまで一般質問、それから予算特別委員会の場合等におきまして、この計画策定に至るプロセス等についてさまざまな御意見を頂戴いたしました。そういう中でお答え申し上げてまいりましたのが、基本的方向性を定めるという段階、それから計画案を公表する段階、これまでさまざま地域との意見交換をしながら、地域の声はどこにあるのかということ、さまざまな機会を捉えてお聞きした上で、それを十分踏まえた中で計画案の策定を行うようにしようというようなプロセスをとってきたところでございます。

それで、これまでの地域検討会議、それから県民との意見交換の場におきましても、全体的なロードマップについては12月に計画案を策定、3月末に成案にするというようなことで、そういうプロセスをお示ししつつ計画案公表後、地域での検討会議等を行ってきました。そしてまた、そのほかにそれぞれ地域から求められた場合には、出前の説明会ですとか、それから先ほど課長が答弁いたしましたとおり、日本共産党の県議団の先生方からもさまざまな御意見を頂戴し、要望を承っておりますし、あとはそれぞれ遠野地区、野田地区の住民の方々、首長も含めた中で、直接的な要望等についてもお伺いしてまいりました。そういう中で、地域においてはさまざまな議論が行われております。そういうことで、全体的なパブリックコメントも含めまして、その意向については、大方の意見は酌み取ることができたなど我々は思っております、それらを踏まえた上で成案化したいということで、地域の声を、期間を区切って乱暴にやるということではなくて、これは再編の検討を開始した時点以降、さまざまな形で丁寧にお聞きしてきたということございまして、その辺では一定の御理解は頂戴できるのではないかなと思います。

○齊藤信委員 ちょっと噛み合わない。前回もめたときというのは、具体的な高校名が出てからなのです。基本方針というのはある意味では一般論ですから、総論賛成。しかし、具体的な校名が出た段階で、自分たちの高校はどうなるのか、地域の高校はどうなるのか、ここで本音の議論が始まるのですよね。だから、そういう意味でいけば、最初の地域検討会議や住民説明会で出された意見について、これはそれぞれなのです。大幅な生徒減少に対して、では地域全体の高校をどのように守り、拡充させていくかというのは、地域での議論がうんと大事なのです。自分の学校のことは切実なのです。ただ高校再編というのは、それだけでとどまらないのです。地域全体で必要な学校、小規模校も含めてどう守

っていくのかということ、それが私が言っている合意形成なのです。だから、そういう意味でいくと、12月末に発表して3月末でやるというのは、もう一段階欠けていたなど、私は率直にそう思います。もっと地域で、自分たちの学校というだけでなく地域の学校をどのように守り発展させるかという、そういう意味での合意形成が不足したのではないかということをお聞きしたいのです。

それともう一つ、今度の計画は1学級規模でも必要な学校は残すということで、残す基準も示されました。1学級規模でも残すといった場合に、今まで2学級だったら就職、進学コースに分けて、教科書もカリキュラムも違う。ただ、私が問題提起したように、1学級規模になったときにも教育の質は保証されるべきです。1学級規模の学校を残すのであれば、そういう教育の質を保證する手立てということも具体的に示されないと、本当の意味で小規模校を残すということにならないのではないかと。この点では、今の時点でどこまで小規模校の教育の質をこういう形で保証すると言えるのか、それをお聞きしたい。

○木村高校改革課長 小規模校における教育の質にかかわっての御質問でございます。小規模校におきましても、英数国におきましては習熟度別の指導をして、進路に応じた指導ということをこれまでも続けてきているところでございます。今後の部分でまいりますと、来年度予算のほうにも計上させていただいているようなICTを活用した遠隔授業というような形の取り組み、そして学校間での連携ということでの教員の相互派遣というようなこと、そして今後地域の皆さんのほうと協議してまいらなければならないのは、委員からお話がありました教育の質、地域の学校における教育をどうするかというようなことで、地域の皆さんとの意見交換をしながら、キャリア教育も含めた、よりさまざまな経験ができるための検討というところも、今後、詰めてまいりたいと考えているところでございます。

○斉藤信委員 私は、この問題でもっと端的にお聞きをしたい。1学級規模になっても、就職も、進学もきちんと対応すると、そこを明言してくれませんか。ICTとかいいのだけれども、問題は、1学級になったときに二つに分けなければできないわけだから、そういうことはきちんと保証しますということを言えるのか、言えないのか、示してください。

○木村高校改革課長 現状の1学級校で、各学年で40人近くの生徒がいる住田高校におきましても、1学級であります。進学、就職というような形での対応、そして習熟度別の指導という形で適切に対応させていただいているところでございます。

○斉藤信委員 わかりました。では、それはきちんと対応するというように私は受けとめたいと思います。

次に、いじめ問題についてお聞きをしたいと思いますが、今年度、いわゆる重大事態と認定したいじめ事案というのは何件あって、具体的にどう対応されているのでしょうか。

○大林生徒指導課長 平成27年度については、まだ集計等が終わっておりませんので、全体では把握しておりません。平成26年度については、前に委員会で説明しましたとおり、2件でございます。

○**斉藤信委員** これは年間の集約でわかるというよりも、発生した段階で重大事態とわからなければだめでしょう。まとめて調査するときにはわかるような重大事態だったら、こんな意味ないですよ。重大事態というのは発生した段階で機敏に対応すると、そのために第三者委員会もつくっているわけでしょう。ないならない、あるならある、それは対応中という話で、平成27年度はまだ集約されていませんというのは、おかしいのではないですか。

○**大林生徒指導課長** 最終的な重大事態というものについては、国の問題行動等調査の集計等をもっての件数というような形になりますので、先ほどのような答弁をいたしました。

○**斉藤信委員** 私も最近相談を受けて、これはきちんと対応してもらった事案があります。いじめを受けて、そして不登校状態になって、一度は転校するという事になったけれども、うまくいかなかったというので相談された件なのですけれども、私がずっと聞いてみると、いじめとして認知も対応もされてなかったのではないかと、私は率直に思います。これは2年生の子供なのですが、1年生のときからいじめを受けているのだけれども、きちんと対応されない。

ところが、こういうことがありました。いじめた子供と親、いじめられた子供と親と一緒に会わせて謝らせる。一番やってはいけないようなことをやっているのです。私はその話を聞いて、何なのだと、今もこんなことが起こっているのかと思いました。それ以降、いじめが悪化して不登校に陥る、こういうケースでした。今でもこんなことが起きていることに、私は本当に背筋が寒くなるくらいだったのですけれどもね。

いじめというのは、子供にとって命にかかわる、安全にかかわる、学習権にかかわる問題ですよ。そういう点で、私は今でもいじめの認知という問題を、繰り返しここで強調してきましたけれども、きちんと対応されていなかったのではないかと。いじめに対する学校の方針というの、組織というのもあったと思うけれども、これは機能していなかったのではないかとと思いますが、どうだったのでしょうか。

○**大林生徒指導課長** 今、委員御指摘のとおり、いわゆるいじめの認知にかかわる部分、あとは組織的な対応にかかわる部分については、やはり課題があったと思います。それが例えば、矢巾町の件でも学校の報告書ではそのようなことを直接触れている部分もありますので、そこはやはり大きな課題であると感じております。

その対応等につきましては2月9日、10日に、県立総合教育センターで県の教育研究発表会というものが行われたわけですが、その開会行事の中で、私のほうから安全安心な学校づくりに関するアピールというようなところで、自殺だけではないのですけれども、そのようなことを防ぐためのものを、当日会場には600人弱の人数がいたかと思いますが、先生方に対してそういうアピールをさせていただきました。具体的には、一つの部分としてはさまざまな子供の声、訴えをしっかりと感じ取る教員自身の感性というものを磨かなければならないというような部分と、組織で対応するためには、学校の中での教員の同様性といいますか、そういうものも高めていかなければならないというようなところで、

個人として対応すべきところ、組織として対応すべきところをアピールしながら、安全安心な学校づくりに向けてというような話をさせていただきました。

○**斉藤信委員** つい最近、県内の小学校の校長先生がいじめの本を出しました。私もすぐ読みました。これは、ある論文募集で、いじめ克服の論文を出した校長先生が、それを本にまとめたという極めて実践的な本で、ここで書かれているのは、いじめというのは先生に隠れてやるから見つけにくいのだということです。それだけに子供の変化について、教師が本当に注意深く見守る必要があると。特に強調している問題は、校長の姿勢ですよ。やっぱり校長が本当に子供のそういう命や安全を守るという点で、しっかりと指導することが学校全体の雰囲気を変えるのだということで、私はその点でいくと、今回の事案というのは学校全体が緊張感に欠けていたと思います。

一つだけ重大な問題を指摘しますけれども、こじれた決定的な要因は、この生徒が生活記録ノートにいじめられたことを書いたのです。だから3者が呼ばれたのです。そのときに学校の先生が、何でこの会を催したか、それは子供が訴えたからだ。絶対に秘密にしないでほしいことを、こうやって明らかにしたことが悪化させたのですよ。あの矢巾町のときは、いじめを生活記録ノートに何度訴えても、まともな対応がとられなかったというのが大きな教訓でした。今回、本当にもっとひどかったのではないかと私は思います。その場で子供が泣いたのですよ。一番知られたくないことを先生によって知られる。この鈍感さ、全然いじめ対策になっていない。

私はそういう意味で、本当に緊張感を持って子供たち一人一人の痛み、苦しみに心を寄せて、そしていじめというのは人権の問題であり、暴力ですから、最優先で学校が総力を挙げて取り組むというようにやらないと第3、第4の事件が起きますよ。

教育長、私は何度もこういうことを取り上げたくないのだけれども、本当に緊張感を持って、校長先生の姿勢、そして学校全体、教員全体の姿勢、受けとめというのを改革するために、さらに一層、県教育委員会は真剣に取り組む必要があると思うけれども、いかがでしょうか。

○**高橋教育長** いじめの問題に関しましては、この2年間の事件、事案を教訓に、我々は最優先で取り組まなければならないと思っております、これまでさまざまな取り組みを行ってきたということですが、これは一定程度やれば終わりということではなくて、将来的にこれをどのように生かしていくかというのが極めて大事だと思います。そして、具体的に申し上げますと、何よりも保障されるべきものは子供の命、子供の人権、これを守っていくというのが極めて大事だと思っております。

そして、先ほど委員から御指摘のありました事案につきましては、これはさまざま子供たちの発達段階、小学校の低学年から高校生まで、そしてまた個々人の資質によっても、心の強さというのは千差万別だと思っております。このいじめの問題が出てきたときに、その子供の実情に合った対応をどうするかというのが極めて大事だと思っております、先ほどのお話のように自分の心の内を外にさらけ出すことによって傷つくという場合も、これ

も多分にあると思いますし、一定程度、高校生、社会人に近い段階になればきちんと謝ってもらわないと、俺は許せないというようなことで、きちんとそういう場を求める声、そういういじめられた側の意見があるというような場合もございます。

これは画一的にやるということではなくて、児童生徒一人一人に寄り添ったきちっとした対応をしていくということが極めて大事だと思っておりますので、これまで我々が経験しているさまざまなそういう経験、それから第三者からの意見等も十分に踏まえながらきちっとした対応をしていくこと、これは学校関係者と情報共有を引き続きやっていくという努力をしていきたいと思っております。

○齊藤信委員 まともな答弁すると思ったら、がっかりしましたよ。いじめられた側が謝罪を求めるケースがあるということですが、私が言ったケースは全然求めてないのですよ。そういう会議に何で呼ばれるかも意味不明だったのですよ。いじめ対策で、いじめた側といじめられた側を一緒に集めるなんていうやり方は、いじめ根絶では絶対にやってはならないケースになっているのですよ。今の例で、そのように教育長が言うようでは、全然だめだ。私は本当がっかり来ますよ。これは、そんな問題ではないのですよ。本当に子供の安全を最優先で守るということを軸にしながら、そしていじめる側に対しても、きちんとフォローして、この痛みを感じさせてやっていくということ。謝れば済むなんていういじめなんてないのだから。そういう意味で、今のは、おくれた校長の発想ですよ。おくれた校長のやってはならないこと、そういうのは基本的にやってはならないのだということです。そして、今回、それがこじらせたのですから。本当によく受けとめてやってくれますか。

これで最後です。主権者教育にかかわって、千葉委員からも意見がありました。私が確認したいのは、県教育委員会としては、届け出制はとらないということ。届け出制なんていうのは、例えば日本共産党の演説会に行ってきますと、学校に報告するということです。そんな戦前の検閲のようなことを絶対にやってはならない、これは憲法違反ですよ。それは、校長の権限でもやらせてはならないことです。それは校内でもそうなのです。私は何回も言ってきたけれども、憲法が生かされることはあっても憲法が通用しない学校をつくってはならないと思いますよ。そんなことで、政治的自覚なんか全然強まらないのだから。校長の判断だなんていう、そんな曖昧なことではなくて、こんな届け出制は憲法に反することですよ。私は、そこは念を押しておきたい。

それで、予算特別委員会でこういう発言がありました。これは千葉絢子委員ですけれども、25年前の話ということで、授業で南京大虐殺の資料と731部隊の資料をもって紹介されたということでした。南京大虐殺というのは教科書にもあるのです。731部隊というのは歴史的な事実です。これは侵略戦争の反省、いわば憲法は侵略戦争の反省を前文に明記して、国民に主権があるというように憲法がつけられた。このことを取り上げることは、何の偏向教育でもないですよ。日の丸、君が代が国旗国歌法になったのは2001年、25年前は法律にもなっていない。そして、法律が制定されたときには、これは強制しないということで

法が通ったのです。私は、その先生は今もいますと言ったけれども、これは何も問題がない。侵略戦争の反省というのは、憲法の大原則。平和教育の大前提だと私は思いますよ。こういうことが問題にされるようでは、私は大変異常なことではないのかと思いますが、その点について教育長の見解をお聞きします。

最後に、実は新聞報道で、盛岡市の学校整備事業で2件、県の誤りがあって、盛岡市議会は最終日に予算の提出のやり直しをするということがありました。何でこんなことが起きたのか、どこに責任があるのか、このことについてお聞きして終わります。

○高橋教育長 主権者教育に対する御質問の前に、先ほどのいじめ問題にかかわって、私の言葉足らずな部分があったかと思しますので、再度話をさせていただきたいと思えますけれども、いじめに関しましては、いじめられた側の立場に立って適切に対応をするということに尽きると思っております。そして、そういう中で相手方との話し合いも、もしもそれもいじめられた側が強く求めるということであれば、それも一つの方途としてという趣旨で先ほど申し上げたわけでごさいます、ただそういうことによって悪化するというようなことが想定される場合には、これはやってはならないというような基本的な私の考えでございます。

それから、政治活動の届け出制についてでございますけれども、これまで御答弁申し上げておりますとおり、現時点においてそういうことをやるという考え方は岩手県教育委員会としては持っていないということでございます。

ただ一方では、これはさまざま生徒たちがどういう活動をするかですけれども、主権者としての活動というのは、これは尊重されるべきものという基本的な認識に立って、ただ社会的にさまざまな混乱を扇動するというような動きが仮に出てくるとすれば、それはそういう対応というものも、学校としても県教育委員会としても検討するという選択の余地を捨ててはどうかと思っております、ただこれはレアケースの場合だと思しますので、それはその時点、時点で検討していきたいと思っております。

それから、南京大虐殺につきましては、これまでも学習指導要領でございますとか、それから教科書の記述についても、長い期間にわたってその記載の内容、具体的に何万人以上が亡くなったとか、それを記載しないとか、それからその事実そのものに対するさまざまな国民的議論がなされているということでごさいます、これはこれまでの歴史を十分に踏まえつつ、これからさまざまな専門家等を含めて明らかになっていく部分かなと思っております。政治家の皆さんがそれぞれの思いがあろうかと思えますけれども、我々は学校教育の中できちんとそういう事実に向き合うような教育をやっていきたいと思っております。

○高橋但馬委員長 午後3時を過ぎましたが、引き続き審査を継続したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮澤学校施設課長 国庫補助事業の採択にかかります盛岡市の学校施設整備事業の予

算補正のやり直しの件についてでございます。3月18日の新聞報道におきまして、盛岡市の学校工事費、予算計上やり直し、国補正と整合性とれずとの記事が掲載されました。このことについて御説明申し上げます。

このたびの盛岡市の予算計上のやり直しにつきましては、巻堀中学校の大規模改修、仙北中学校の増築という2件の事業がございます。

まず、巻堀中学校の改修でございますが、本来この事業といたしましては、前年度からの継続事業ではないということで、本来、平成28年度当初予算として対応すべきものでございましたが、盛岡市側から平成27年度補正予算に計上したい旨の相談を受けていたものでございます。その際、担当によりまして、国にこの点を確認せずに了承を与えていたということです。その結果、盛岡市は平成27年度補正予算としてこれを要望しておりましたところ、2月10日に国から補正予算に該当しないと連絡を受けまして、再度平成28年度当初予算事業としての修正要望を行ったものでございました。

また、仙北中学校の増築でございますが、盛岡市におきましては、平成28年度当初予算での計上を当初希望していたものでございます。こちらの件につきましては、国から平成27年度補正予算の事業の採択要件に該当する旨の連絡を受けたところでございます。盛岡市といたしましては、平成27年度の国の補正予算でございますので、事故繰越の可能性等を懸念して、当初案の要望には消極的でございます。さらに、国から平成28年度本省繰越予算の採択の打診を受けて盛岡市のほうと交渉いたしました。その際、当初予算と本省繰越予算の2項目で要望するというような形となつてございましたが、その際に担当におきまして、平成27年度補正予算についても触れるようなアドバイスを行ってまいりました。その結果、盛岡市はそのとおり国に報告しておりましたが、平成28年度の補正予算の要件になじむというようなことで、採択要件どおり優先採択ということで、平成27年度の補正予算の内示を受けたものでございます。

結果といたしまして、両事業とも盛岡市の平成28年度の当初予算及び平成27年度の補正予算への再計上が必要となりましたけれども、内示日が2月18日であった関係上、予算の計上時期を失したものでございます。

今回の案件につきましては、市側との十分な意思疎通……。

○高橋但馬委員長 答弁は簡潔にお願いします。

○宮澤学校施設課長 情報共有を行わなかったことが原因でございました。今後このような事案が発生しないよう、市町村との緊密な連携と組織的な対応を徹底いたします。まことに申しわけありませんでした。

○小西和子委員 学校を訪問いたしますと、校長先生を初め、とにかく人が足りない、人が足りないと、もうそのように話をされます。そこで、2016年度の教職員の配置の方針について伺います。

それと加配の方針については以前にも伺いをしましたけれども、これまでの配置との違い、それから今現場では大変頭を悩ませております支援を要する子供のサポート、それ

から学校生活サポートについて。新年度は中学校2年生にも少人数学級が導入されるわけですが、先ほどもお伺いしましたように該当する学校であっても、さまざまな理由で導入をしないという学校もあります。そこで、もうわかっていると思いますので、導入予定の学校数と学級数について、まずお伺いします。

○佐藤小中学校人事課長 小中学校における来年度の教職員の異動についてでございますが、引き続き東日本大震災津波からの教育の本格復興に向けた取り組みの実施を第一に、学力向上、いじめ、不登校問題など学校教育における課題の取り組みを進めるとともに、いわて国体に向けた取り組みなど、豊かなスポーツ、体育の振興等、本県の重要施策を着実に推進するため、適材適所の配置に努めたところでございます。特に教育の復興については、今年度に引き続き震災復興に係る国の加配200名を配置し、継続的な支援を進めることとしてございます。

加配についてでございますが、国からの加配については、それぞれの政策目的に応じて配分されるものでございますが、大きなところで言えば指導方法工夫改善、児童生徒支援、研修のための加配等がなされておりますが、示された方針に基づいて市町村からの要望を加味し、必要性の高い順に配置しているものでございます。これらの数については若干の増減はあるものの大きな変更はございません。

また、県の加配についてはすこやかサポート、中学校には学校生活サポート等配置してございますが、人数に応じて効果的に配置できるよう、学校や市町村の意向を丁寧に聞きながら対応しているところであります。今後につきましては加配の目的、そして学校の状況を十分に踏まえながら適正に配置し、効果的に運用できるよう支援してまいりたいと考えてございます。

すこやかサポート等については、先ほども申し上げましたけれども、今年度は81校にすこやかサポートを配置しております。来年度は、少し増員を見込んでおり、中学校においては、2年生で少人数学級という新たな取り組みがあったところでございますが、小学校の5、6年生にもという声も聞こえているところであります。小学校の5、6年生ともなれば、生徒指導上の課題も徐々に見えているということが関係していることもございまして、それらへの対応ということで、各教育事務所に2人、県全体で12名程度配置できればと考えているところでございます。

○小西和子委員 一番大きな課題だと私が思ったのは、指導養護教諭のことで。この目的と、所属校の養護教員の体制についてお伺いしたいと思います。

○佐藤小中学校人事課長 指導養護教諭の配置の目的についてでございますが、養護教諭の大量退職等に伴い、中高年齢層の比率が今後急激に低下していく。ベテランの養護教諭が退職を迎えて、その比率が低下していくことに配慮するために、指導技術や業務の知識を適切に継承していくための体制を整える必要があること、いじめや学校不適應等の困難事案の増加に伴い、保健室の経営力の一層の向上が求められていることなどの状況を踏まえまして、養護教諭の指導を担う職を新設し、計画的な人材育成を進めてまいりたいと考

えているところでございます。

次に、所属校の養護教諭の体制についてでございますが、加配で配置し、そして複数体制により所属校に限らず管内の養護教諭への指導や地域における相談活動等の職務を担うことができるようにしたいと考えているところでございます。

○小西和子委員 この指導養護教諭というのは、要領にないのです。ですから、職務が何かということもわかりません。それから、現場では人選はどのようにされたのか、希望をとったのかもわかりません。それから、養護教諭の組織には幾つかあるわけですが、ある組織では、教育事務所所属で事務所から指導に行くのならわかるけれども、所属校に2人いるわけなので、任務はどうなるのだろうか、出張扱いなのかと、不安だけが先行しているというのが現状であります。苦肉の策でというのはよくわかるのです。ベテランの人たちがごっそり退職になりますからね。この先もそうです。それはよくわかるのですけれども、要領が決まっていないのにとというのは、やっぱりちょっと大きいのではないかと思います。御見解をお伺いいたします。

○佐藤小中学校人事課長 ただいま御指摘のあった点でございますが、全国でも4県目ぐらいでしょうか、このような形での職務を新設したところでございます。先ほども申し上げたような状況がございます。採用数もどんどんふえていって、数年後には今の2倍以上の新卒の養護教諭を任用しなければならない、他県からもたくさん入っていただかなければならないという状況の中で、本県の文化や状況も把握して、そして一人職である養護教諭に意欲的に働いてもらう。そのためには教育事務所において指導主事のような扱いの者が行くよりも、実際に学校で勤務しながら、要請を受けて、出張扱いでその学校に行っていただければ、よりきめの細かい指導ができるという意味で、まずは各教育事務所管内に一人ということでございます。

その選定については、指導教諭という職が今までの主幹教諭と同様にあったわけですが、その方、そして域内での今までの活動の様子を見ながら、市町村教育委員会のほうで推薦してもらいながら今回は県のほうに来ていただいて、面接等をしながら選定したものでございます。

○小西和子委員 わかりました。では早く要領等を決めて、養護教諭の皆さんが安心して職務に専念できるようにしていただきたいと思えます。

それから、養護教諭の初任者でやめた方、あの方はやめたのですよね。やっぱり一人職場ですよね。うんと苦しいと思えます。初任者がこういうところがわからないということをお話しても、なかなか周りの人たちはわからないですから、問題を一人で抱え込んでしまって、そのまま病気になってしまうというようなこともありますので、本当にそのあたりは配慮していただきたい、そのように思えます。

次は、沿岸地域のことについてまとめてお伺いしたいと思います。沿岸地域の学校への配慮内容として、施設設備と教職員の配置、これは先ほどもお話がありましたので、重複する部分は結構でございます。沿岸地域では児童虐待とかDVが急増しているということ

がこれまでの質疑でわかってまいりました。それから、仮設住宅に入っている子供はどのくらいいるのだろうか。そして、その子供が仮設校舎に通っているというのはわからないでしょうか。もしわかったら、そのあたりをお伺いしたいと思います。

そういうことで、もう5年が過ぎたわけですがけれども、子供たちの心が痛んでいるというような報告も聞いております。子供、教職員、保護者の心のケアについてお伺いします。

まとめてお伺いしますが、いわての学び希望基金にかかわって、孤児、遺児の現在の状況、親族の皆さんと暮らしているとか、だれも引き取る方がいなくて、施設で暮らしていますという孤児もいらっしゃるのかなと思って心配していました。事業の概要と今後の見通しは、予算特別委員会の質疑で交わされておりましたよね。まだそこで出てないことがあったなら、お伺いしたいと思います。

被災児童生徒の就学援助事業について、地区別の人数と現在の状況、事業の概要についてお伺いします。

○宮澤学校施設課長 沿岸地域の学校への施設整備にかかる配慮についてでございます。まず、県立学校における施設整備といたしましては、防災機能の向上対策といたしまして、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業によりまして、太陽光発電施設を今年度までの3カ年で、沿岸の高校9校を含む12校に整備したところでございます。

また昨年度、校舎等の主要施設が完成した高田高校におきましては、本年度において仮部室を整備し、来年度は仮設グラウンドの拡張整備等を予定しております。今後も陸前高田市の土地区画整理事業を見据えながらグラウンドの本整備等、早期の復旧に努めてまいります。

また、平成28年度におきましては、先ほど御案内がございましたいわての学び希望基金を活用いたしました被災地域県立学校産業教育設備等整備事業におきまして、被災した沿岸地域の県立学校の産業教育設備や部活動設備を整備し、教育活動のさらなる充実を図ってまいります。

また、市町村におきましては、被災した小中学校の移転新築工事を実施してございますが、現在4市町11校において事業が進められております。その多くは、現時点で1ないし2年程度のおくれが生じていることから、県教育委員会といたしましては、これらの市町村に対しまして、それぞれの状況を聞き取り、必要に応じて相談支援や関係各部局、国等への働きかけを行いまして、少しでも早く新校舎への移転が完了するように努めてまいります。

○佐藤小中学校人事課長 先ほどの指導養護教諭の件ですがけれども、その配置については、市町村においては市町村管理運営規則を改正しなければならないということで、今年度中に改正して、4月1日から配置できる準備を進めているところでございます。

被災地における教職員の配置についてでございますが、被災地の学校からは、いまだ心のケアが必要な児童生徒が多く、担任以外の教諭を継続的に配置し対応することにより、落ち着いた学校生活を実現できているなどの声が聞かれているところでございます。先ほ

ど申し上げたとおり、来年度の復興加配200名、このうち190名程度を沿岸地区に配置する予定であり、子供と向き合う時間の確保を図りながら、組織強化の中で学習指導、そして復興教育の充実、心のケアを大切にした生徒指導の充実につながるよう市町村教育委員会、学校と調整を図りながら進めてまいりたいと考えます。

○大林生徒指導課長 沿岸地域の子供、保護者及び教職員の心のケアについてでありますけれども、来年度におきましても、今年度と同様に、心のケアの専門家である13名の巡回型カウンセラー、そのほかに配置型カウンセラーを沿岸被災地全ての小中学校に配置することとしております。震災から5年経過しておりますけれども、各学校におきましては、このスクールカウンセラーを活用した校内における相談体制がかなり整ってきているというところがありますから、そのような中で子供や保護者、もちろん教職員の心のケアということも努めてまいりたいと思います。

また、来年度におきましては、福祉の専門家として、児童生徒を取り巻く環境に働きかけを行うスクールソーシャルワーカーを沿岸部の教育事務所に増員して、福祉等の関係機関と連携を図りながら、児童生徒や保護者の心のケアに努めてまいりたいと思います。

○今野教職員課総括課長 心のケアにつきまして、教職員の部分については、いわゆるメンタルヘルスチェックについて、これまでも取り組んできたところではございますが、職員のストレスへの気づきを促すというのが一義的なものでございまして、来年度からは、法律上、ストレスチェックが義務づけになります。さらには、職場環境がストレスの要因になるということもございますので、職場環境の改善につなげていくという部分におきましても、きちっと取り組みまして、メンタルヘルスの推進をさらに進めてまいります。

沿岸南部教育事務所に臨時看護師を配置しておりますが、これについては来年度も継続させていただきますし、管理監督者を対象とする研修会の開催ですとか、スーパーバイザー、これは専門医でございまして、それによりますメンタルヘルスの相談、こういったものに引き続ききめ細かく取り組んでまいります。

○滝山予算財務課長 いわての学び希望基金関係でございまして。まず遺児、孤児の状況についてであります。平成27年11月における遺児、孤児の人数を申し上げますと、保健福祉部の調査では未就学児が30人、小学生が116人、中学生が101人、高校生が132人、大学生以上が203人の合計582人となっております。

次に、基金を活用した事業の概要についてであります。平成28年度当初予算における教育委員会関係の事業といたしましては、遺児、孤児への奨学給付金の給付、低所得の被災世帯の生徒への教科書、制服代、修学旅行費用の給付などこれまでの継続事業に加えまして、新たに被災地の高校の産業教育設備や部活動設備の整備、内陸部の体育施設での部活動の実施を支援する事業などを行うこととしておりまして、合計で12事業、5億2,900万円余を計上しております。

今後につきましても、事業費等は各年度の予算編成によりまして、継続すべきものは継続し、また新たなニーズ等を踏まえた事業の検討を行うなど、しっかりと支援をまい

りたいと考えています。

○**小西和子委員** 仮設住宅に暮らしている子供の人数というのは、ちょっとわからないですよ。わかりました。やはりそういう環境もあって、心を痛めている子供たちもいると報告されておりますので、そのあたりの把握をお願いします。

それでは、先ほどもストレスチェックの話がありました。前回の商工文教委員会のときには、まだ調査途中であるので、その体制がとられているかどうかわからないという話でしたが、そろそろわかったのではないかと思います。特に市町村、義務制のほうですね。きちっと体制がとられなければ、4月1日からストレスチェックができないわけですので、どのような状況なのか伺います。

○**今野教職員課総括課長** 労働安全衛生体制の整備について、市町村に対して調査をすると申し上げておりましたが、実はその調査の結果について、3月25日期限でお願いしているところまでございまして、まだ完全な形では調査結果がまとまっておりませんが、一部市町村とやりとりをする中では、まず順調に準備を進めてもらっているということになっておりますので、引き続きそこは市町村にきちんとお願いしていきたいということでございます。

○**小野寺学力・復興教育課長** 先ほどの仮設住宅から通っている児童生徒数につきまして、答弁を落としておまして申しわけございませんでした。

平成27年6月調査によりますと、仮設住宅から通学する小学生は776人、中学生が497人、県立学校が601人となっております。

○**小西和子委員** かなりの人数でございまして、高い割合で、さらに仮設校舎に入っているということになるのではないかと思います。

それでは、前回、初任者の病休等につきまして、個人の心の弱さが原因となっているというような答弁をいただいたように記憶しておりますけれども、昨年だったでしょうか、実際に中学校の初任者に話を聞く機会がありまして、二、三やりとりしたのですが、指導されたとおりに毎日、毎日、準備をすると睡眠時間が全くとれない。つまり、ベテランの教職員でさえも、日常業務をこなすのに睡眠時間を減らしながらやっている状態で、それが初任者だから、ましてや時間がかかるわけですね。

そこで私は、とにかく命がけでやるようなものではないのだから、軽重をつけて、わからないところは先輩に教えてもらってもいいのだからね、ということで帰してやったのですけれども、まじめに取り組む初任者はそうです。そして、心を病んでしまいます。ですから、どのくらいのキャパシティーなのかというところを見据えて指導していただければ、よろしいのではないかと思います。個人の責任だけではないです。やっぱりその体制です。初任者は何か壁に突き当たったときに、自分だけで何とかしようと悩んでしまうのです。やっぱり、周りがフォローするような体制をとっていただきたいと思います。多忙化について話をしました。

最後ですけれども、先ほどから高校再編についていろいろ質疑がされたところでありま

す。そのとおりだなと思って聞いておりましたが、校舎制について、現場の先生方が心配していることを少しだけ質問させていただきたい。

例えば、養護教諭とか事務職員とかというのはどちらの学校にも配置されるのだろうかとか、あとは教職員の負担が大分重くなるわけですがけれども、移動にかかる時間というのは、実際に誰かが動いてはかってみたりしているのか、また、精神的な負担も把握しているのだろうか。例えば乗用車を運転しない職員だっているわけですがけれども、そのときの移動はどうするのだろうかとかということが、現場では心配されているという話を先日聞いたばかりですので、そのあたりよろしくをお願いします。

○木村高校改革課長 校舎制にかかわっての御質問でございます。校舎制につきましては、その運営、分業の仕方という部分についても、今後十分な意見交換をしていくということではございますが、基本といたしましては、二つの校舎、それぞれに教員を配置し、それぞれの校舎で授業を行うというようなこととなりますので、教員、養護の先生というのは、それぞれに置く形というところを前提にしているところでございます。そして、移動にかかる時間というところについては、当然、当方のほうでも把握しておりますが、その運用の仕方、そして免許を持たない方の移動ということも含めて、そういった具体の運用については、もう少し現地の学校と十分意見交換しながら、詰めてまいらなければならないと思っておりますが、基本としてはそれぞれの学校で学ぶ、そして片方で、十分に英数国以外の科目等で相互派遣しなければならないところの対応が、どのような形で可能なのかというところを十分協議させていただいた上で、具体の運用について協議させていただきたいと思っております。

○小西和子委員 これから協議をしていくということではありますけれども、かなり負担が大きい。本当にこれがベストの案なのだろうかと思えます。新しく校舎を建てる財源を節約するためのそういう案なのではないかなというような声も聞こえてまいります。教職員がさらに心をすり減らすような、そのような再編にならないように十分に協議をしていただきたいと思います。教育長にお伺いして終わりたいと思えます。

○高橋教育長 校舎制につきましては、さまざまな御意見がございます。むしろ校舎制を導入しないほうがいいのではないかという話をする方々もいらっしゃいますし、ぜひともそういうものを設けてほしいというような御意見もあります。これは何よりも子供たちの教育にとって、そしてまた地域にとって、どういう姿がいいのかというのを一義的には大事にしたいと思っておりますけれども、あわせて教職員の負担というものも、我々は十分配慮しなければならないと思っております。さまざまな観点から地域、各学校との協議を進めながら合意形成を図るよう努力していきたいと思っております。

○宮澤学校施設課長 被災児童就学援助事業について、まだ答弁しておりませんでした。

まず、市町村ごとの就学援助の支給状況でございますけれども、平成26年度に認定されました児童生徒数は3,290人、全児童生徒の3.3%に当たっております。援助額は約4億6,000万円となっております。また、平成27年度の計画ベースでございますが、認定児童

生徒数は2,848人、全児童生徒の2.9%に当たっておりまして、援助額は約4億5,000万円と  
なっております。ほぼ横ばい、もしくはわずかに減少傾向にございます。

地区別人員の状況を対象児童生徒数と全児童生徒数に対する割合で見ますと、平成27年  
度の計画ベースにおきましては大船渡市541人、21.0%、陸前高田市511人、37.1%、釜石  
市502人、25.8%、大槌町422人、52.6%。宮古市410人、10.3%、山田町124人、10.8%な  
どとなっております。

また、事業の概要でございますが、東日本大震災津波による経済的なインフラ修復等が  
困難となった世帯の児童生徒に就学支援を実施するものでございまして、内容といたしま  
しては、震災により就学困難となった児童生徒に対し、市町村が行う学用品費、通学費、  
学校給食費、医療費等を支給する就学援助事業に対しまして、10分の10の交付金を支給す  
るものでございます。平成27年度からは、単年度の交付金として行われるものでございま  
すので、県教育委員会といたしましては、対象者がいる間は事業を継続するよう国に強く  
働きかけているところでございます。

○**小西和子委員** 終わりに、済みませんが一言。平成28年度のことについては、まだ決ま  
っていないのですか。終わります。

○**高橋但馬委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委  
員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**高橋但馬委員長** 再開します。

次に、総務部関係の議案の審査を行います。

議案第1号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表、歳入歳  
出予算補正中、歳出第10款教育費のうち総務部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤副部長兼総務室長** それでは、総務部関係について御説明申し上げます。お手元の  
議案（その1）の7ページをお開き願います。10款教育費のうち9項私立学校費が総務部  
関係の補正予算であります。

詳細につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算  
に関する説明書の60ページをお開き願います。10款教育費、9項私立学校費、1目私立学  
校費は456万4,000円の減額であります。これは私学振興担当職員の給与費が当初予算に  
おける見込額を下回ったことにより、補正をしようとするものでございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申  
上げます。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって総務部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって総務部関係の審査を終わります。総務部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営及び委員会調査について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、地方独立行政法人岩手県工業技術センターに係る第3期中期計画に基づく取組についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。追って継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてであります。お手元に配付しております委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、5月の調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。